

職員の給与に関する報告及び勧告

平成30年10月

千葉市人事委員会



30千人委第435号

平成30年10月4日

千葉市議会議長 小松崎 文 嘉 様

千葉市長 熊谷 俊 人 様

千葉市人事委員会

委員長 酒井 正 利

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間給与の調査	4
3 職員の給与と民間給与との比較	8
4 国家公務員等との給与比較	11
5 物価及び生計費	11
6 人事院の報告及び勧告の概要	12
むすび	18
1 給与の改定	18
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	20
3 公務員としての規律の保持	24
4 給与勧告制度の意義・役割	25
<参考>給与決定に関する諸原則	26
別紙第2 勧告	27
1 給料	27
2 管理職手当	27
3 初任給調整手当	27
4 期末手当・勤勉手当	27
5 改定の実施時期	28
参考資料	
1 職員給与関係資料	49
2 民間給与関係資料	97
3 労働経済関係資料	118
<参考>給与勧告の流れ	120
<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	121

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

[給与勧告の流れ（120頁）参照]

以上の観点から、本委員会は、昨年 9 月、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年4月1日を調査期日として「平成30年千葉県職員給与等実態調査」を実施した。

なお、本市では、平成20年4月1日から給与の減額措置が実施されており、調査期日時点においては、管理職手当及びこれに係る地域手当の10%（医師については5%）を減額して支給している。このため、給与については、減額措置が行われなかった場合の額及び減額措置の適用により実際に支払われた額の2種類の調査を行った。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉県職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の4種類6給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,276人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均 給 与 月 額	給 料	324,368 円	平 均 年 齢	39.8 歳	
	扶 養 手 当	6,926 円	平 均 扶 養 親 族 数	0.7 人	
	管 理 職 手 当	8,959 円 (8,066 円)	男 女 別 構 成 比	男 性	56.5%
	地 域 手 当	51,041 円 (50,907 円)		女 性	43.5%
	住 居 手 当	6,508 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	72.9%
	そ の 他	107 円		短 大 卒	15.7%
	計	397,909 円 (396,882 円)		高 校 卒	11.4%
			中 学 卒	0.0%	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 管理職手当、地域手当及び計の欄の上段は減額措置前の額、下段は減額措置後の額である。
 4 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 5 再任用職員は含まれていない。
 6 男女別構成比、学歴別構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

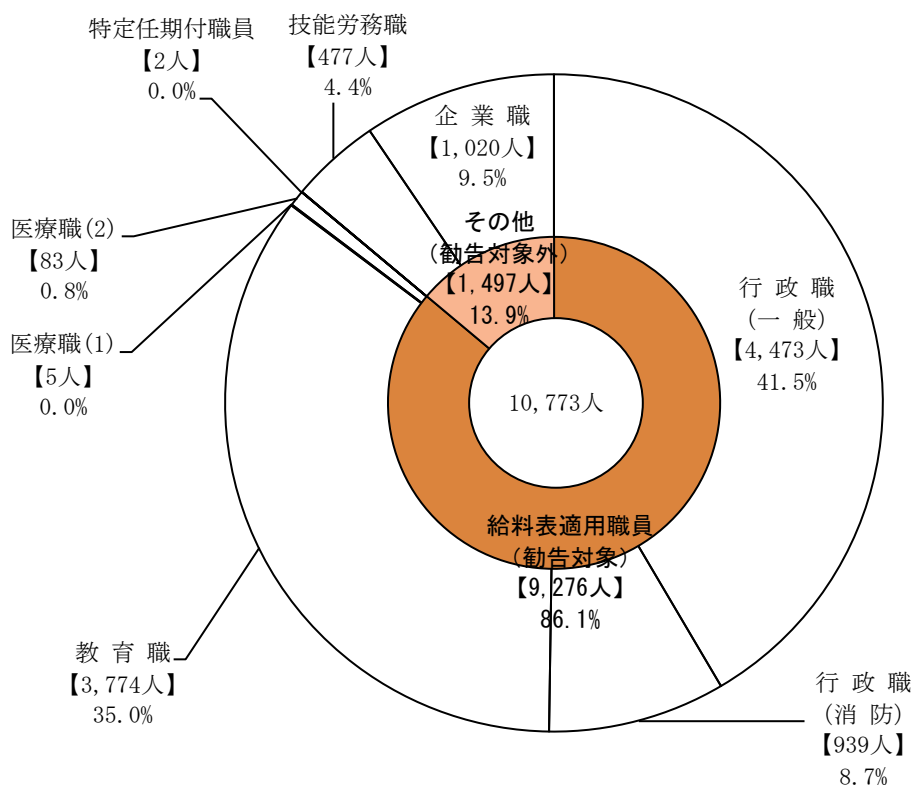
[参考資料第1表（50頁）参照]

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 1人10,000円 ・父母等 1人6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15% (医師は16%) を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
初任給調整手当	・医師に対して一定期間47,800円～217,200円を支給
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円 (基礎額) ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合 (再任用職員を除く。)



< 勧告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所428事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した107事業所について「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち93事業所において調査を完了した（調査する事業所として抽出した107事業所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた104事業所に占める調査完了した93事業所の割合（調査完了率）は89.4%）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,479人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種508人についても同様の調査を行った（調査実人員計3,987人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（1）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表（101頁）のとおりである。

（2）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒204,408円、短大卒182,902円、高校卒167,774円である。

第1表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給	
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	204,408 円	
	短 大 卒	182,902 円	
	高 校 卒	167,774 円	
	新卒事務員	大 学 卒	204,234 円
		短 大 卒	181,710 円
		高 校 卒	168,232 円
	新卒技術者	大 学 卒	204,735 円
		短 大 卒	184,610 円
		高 校 卒	167,168 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	204,700 円
	短 大 卒	182,275 円
	高 校 卒	166,520 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 扶養(家族)手当

民間における扶養(家族)手当の支給状況は、第2表のとおりであり、配偶者にあつては月額13,285円、配偶者と子2人にあつては月額24,159円である。

第2表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

<参考>

扶養家族の構成	支 給 月 額	本市職員の扶養手当
配 偶 者	13,285円	6,500円
配 偶 者 と 子 1 人	18,889円 (5,604円)	16,500円 (10,000円)
配 偶 者 と 子 2 人	24,159円 (5,270円)	26,500円 (10,000円)

(注) 1 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

備 考 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(4) 住居(住宅)手当

民間における住居(住宅)手当の支給状況は、第3表のとおりであり、民間における借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の中位階層は、25,000円以上26,000円未満である。

第3表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合		
支給	56.6%		
非支給	43.4%		
借家・借間居住者に対する 手当月額の最高支給額の中位階層	<table border="1"> <tr> <td>25,000円以上</td> </tr> <tr> <td>26,000円未満</td> </tr> </table>	25,000円以上	26,000円未満
25,000円以上			
26,000円未満			

(注) 住居（住宅）手当の支給状況は、事業所単位で集計した。

<参考>

本市職員の現行の最高支給限度額	27,000円
-----------------	---------

(5) 特別給

民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第4表のとおりであり、平均給与月額4.47月分に相当している。

第4表 民間における特別給の支給状況

項目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	387,458円
	上半期 (A2)	385,205円
特別給の支給額	下半期 (B1)	873,238円
	上半期 (B2)	854,088円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.25月分
	上半期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.22月分
年間の平均	4.47月分	

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6月期	2.125月分
	12月期	2.275月分
	年間計	4.40月分

(6) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第5表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は34.8%（昨年28.3%）と昨年に比べて増加している。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第6表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は92.1%（昨年92.6%）と昨年と同程度である。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が23.9%（同15.4%）と増加している一方で、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は65.0%（同75.8%）と減少している。

第5表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	34.8	9.7	0.0	55.5
課 長 級	24.3	13.0	0.0	62.7

（注） 給与改定の状況は、事業所単位で集計した。

第6表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇 給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変 化 な し			
係 員	94.5	92.1	23.9	3.2	65.0	2.4	5.5
課 長 級	90.3	87.7	18.7	3.6	65.4	2.6	9.7

- （注） 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。
 2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(7) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で32.4%（昨年30.2%）、高校卒で11.4%（同4.5%）となっており、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で35.1%（同28.9%）と昨年に比べて増加している一方で、高校卒で27.7%（同69.3%）と減少している。

第7表 民間における初任給の改定状況等

（単位：％）

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	32.4	(35.1)	(64.9)	(0.0)	67.6
高校卒	11.4	(27.7)	(72.3)	(0.0)	88.6

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

そのほか、各事業所における定期昇給制度の状況等について、本年も引き続き調査を行った。その結果は、参考資料第11表から第13表まで（115頁）のとおりである。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較の方法

本委員会は、上記の「平成30年千葉市職員給与等実態調査」及び「平成30年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第8表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較する

ものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）（121頁）参照〕

第8表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長		
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長		
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長	
6級	課長	課長	部次長	支店長、工場長 部長、部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長	課長
4級	主査	係長	課長代理	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任 係員	主任 係員

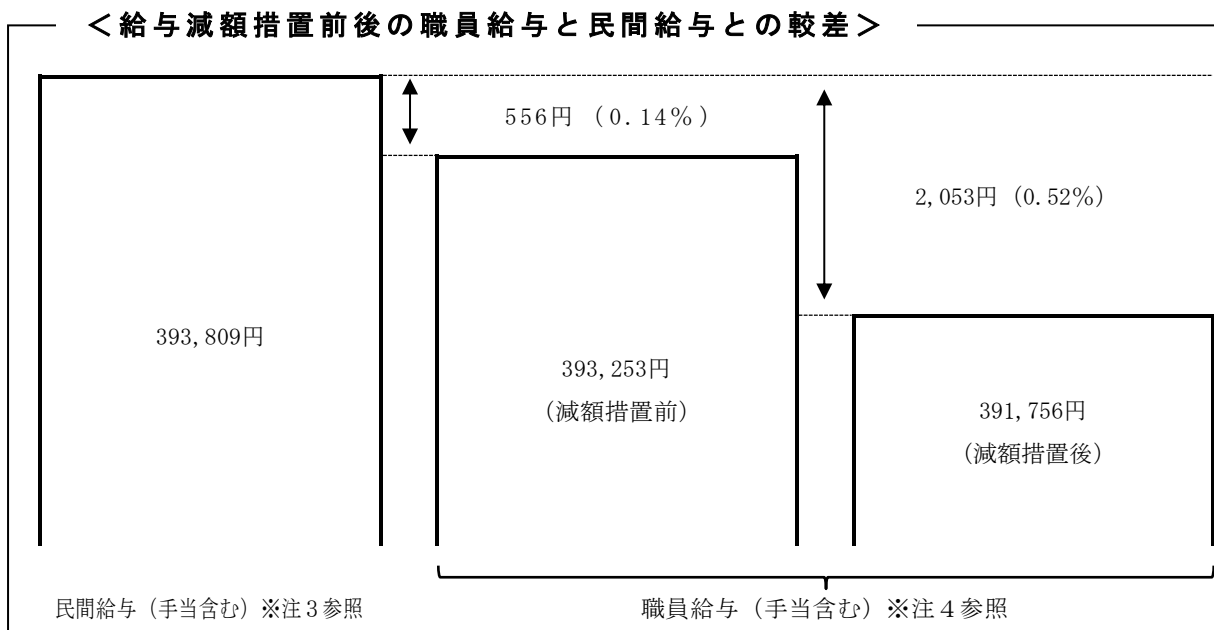
(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第9表に示すとおり、給与の減額措置が行われなかった場合の本市職員の給与が、民間給与を0.14%（556円）下回っていることが明らかとなった。なお、給与の減額措置適用後には、本市職員の給与が、民間給与を0.52%（2,053円）下回っていた。

第9表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)		較 差	
			$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$	((A) - (B))
393,809円	減額措置前	393,253円	0.14%	(556円)
	減額措置後	391,756円	0.52%	(2,053円)

(職員の平均年齢 40.2歳、平均経験年数 17.9年)



- (注) 1 本市職員にあつては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等
- 4 職員給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。
- 5 「職員給与」及び「較差」欄の上段は、給料の減額措置が行われなかった場合のものであり、下段は、給料の減額措置適用後のものである。

< 「事務・技術関係職種」について >

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表（50頁）の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第9表（10頁）の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のみ平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第9表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新規学卒者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の平成29年地方公務員給与実態調査によると、平成29年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は99.8（指定都市平均99.9）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では0.6%上昇し、千葉市でも0.3%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり317,759円（世帯人員3.21人、世帯主の年齢61.1歳）となっている。 [参考資料第14表（118頁）参照]

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告及び定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

【給与に関する勧告】

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 現行の民間給与との比較方法等

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与410,940円 平均年齢43.5歳]

[俸給 583円 はね返し分(注) 72円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.90 月 (支給済み)	0.95 月 (現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925 月	0.925 月

【実施時期】

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員
宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

【公務員人事管理に関する報告】

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極

的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理観を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

【定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出】

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成 23 年、人事院は、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成 25 年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成 30 年 2 月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成 26 年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約 7 割、勤務形態は短時間勤務の者が約 8 割。このま

ま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ

- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

本市職員の給与については、「職員の給与等」の項でも述べたように、本市独自の減額措置が実施されているところであるが、本委員会としては、公民給与の比較を行うに当たっては、職員に本来支給されるべき給与を基準とすべきであると考え、職員の給与と民間給与との比較においても、減額措置が行われなかった場合の額によるべきものであると判断した。

なお、本委員会は、一般職の職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものと考えていることから、現在実施されている本市独自の減額措置については、極めて残念であると言わざるを得ない。

本年の調査結果においても、減額措置が職員の給与に相当程度の影響を与えていることが確認された。減額措置については、地方公務員法の趣旨に鑑み、併せて職員の士気への影響等を考慮し、早期に解消されることを求めるものである。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、公民の給与較差に基づくものとしては、基本的な給与である給料月額及び管理職手当を、それ以外には初任給調整手当を、それぞれ引き上げる必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るため引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、すべての級で引

上げ改定（平均0.2%）を行うこととする。その際、初任給については本市職員が民間を下回っていること等を踏まえ900円引き上げることとし、その他については、若年層を除きそれぞれ400円引き上げることが基本とする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額の引上げ改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

また、平成26年10月に本委員会が言及した、各級の給与水準に相当程度の重なりがあるといった給料表の構造的問題についての検討を踏まえ、前記改定と併せて、職務・職責に応じた適正な給与処遇の確保の観点から、行政職給料表の8級の初号給付近を削除するとともに8号給の増設を行う。

（2）管理職手当

管理職手当の月額については、受給する職員の職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で定めることとされている。給与制度の総合的見直しによる給料表の切替え並びに平成27年及び28年の給料表の引下げ改定に伴い、管理職手当の月額を引き下げた一部の職務の級において、今回の給料表の改定により、最高の号給の給料月額が引上げとなるため、当該職務の級における管理職手当の月額を一部引き上げることとし、本年4月に遡及して実施する。

（3）初任給調整手当

医療職給料表（1）の改定状況を踏まえた引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

（4）期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降については、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

なお、期末手当の支給月数についても勤勉手当と同様に、平成31年度以降は6月期及び12月期が均等になるように配分する。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

民間企業における高い採用意欲は、採用活動の早期化等の変化をもたらしており、若年人口の減少や若者の就業意識の変化等も背景として、国、他の地方公共団体を含めた人材獲得競争は、一層過熱している。本市においても将来を担う人材の確保は厳しい状況であり、ますます重要な課題となっている。本委員会としては、有為・有能な人材を確保するため、引き続き、次の二点に施策の方向性を置き取り組むこととする。

一点目は、多様で有為な受験者を、より多く確保することである。

本年度の採用試験では、民間企業等職務経験者を対象とした試験において、育児等により一定期間離職している者や様々な就業経験を積んできた者等、多様な人材の中から優秀な職員の確保を図るため、職務経験とみなす期間の要件を緩和するとともに、身体障害者を対象とした選考において、幅広い年齢層の受験者の中から適任者を確保するため、受験年齢の上限の引上げを行った。

また、募集活動においては、これまでも、各種広報媒体の活用、採用説明会の開催、大学・高校における就職説明会の参加等を推進してきたところであるが、現在の就職活動の実態も踏まえ、新たな就職情報サイトやSNSツールを活用することで、効果的な情報発信にも取り組んでいる。

今後も、広く門戸を開いた公平な試験となるよう、受験資格等の必要な見直しを行っていくことと併せ、募集活動についても、これまでの取組の検証と見直しを不断に行い、創意工夫を凝らしながら、より多様な受験者層に対して的確かつ効率的に展開していく。加えて、就職に直結した広報活動に限らず、公務員の業務やその魅力について、受験者層よりも更に若い世代へのキャリア教育に取り組み、その上で本市を志望してもらえよう、将来に向けた受験者の確保にも努める。

二点目は、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しを重

ねていくことである。受験者の能力を適正に評価する試験内容となっているか、任命権者と連携して成果の検証を行うとともに、採用を取り巻く環境を踏まえた適切な募集方法についても、更に検討を進めていく。

なお、既に述べたように、国、地方公共団体、民間企業を問わず、採用活動は活発であり、人材の獲得を巡っては、今後も非常に厳しい状況が続くものと見込まれる。そのような中、質・量ともに安定的に人材を確保していくためには、各年度の採用予定数ができる限り平準化されることが望ましい。任命権者においては、職員の年齢構成や退職者数の推移等を見据えながら、中・長期的な視点をもって採用計画を立案されるよう努められたい。

イ 人材の育成

前述のように人材の獲得競争が過熱化し、人員の確保が厳しい状況となっている中、限られた人的資源で年々複雑化・高度化する行政課題に対応するためには、職員一人ひとりが職務遂行能力を高めていくことが不可欠である。

人材の育成については、本市では「千葉市人材育成・活用基本方針」を定め、その実施計画である「第2次人材育成・活用アクションプラン」に平成27年度から取り組んでいる。本年度は最終年度となることから、その後の「第3次人材育成・活用アクションプラン」を本年度に策定することとなっている。

昨年度実施した職員意識調査の集計結果によると、「将来はより責任あるポジションに就きたい」という項目に対する肯定的な回答が少なかったことや、管理監督者向けの「組織の運営及び職員の育成指導（マネジメント）にあたって不安を感じるか」という項目に対し「不安を感じる」という回答の割合が7割を超えた。

新たな実施計画の策定に当たっては、本委員会が以前にも言及した、管理監督者のマネジメント能力の向上が図られるような取組を求めるとともに、育児や介護等に携わる職員や病気等の事情により勤務に制約がある職員の増加など、働き方が多様化する職場環境の現状を的確に把握したうえで、職員個人の意欲や能力が向上し、すべての職員が真に必要な人材に成長するような取組となるよう期待する。

(2) 千葉市職員の働き方改革

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランス、人材の確保といった観点からも重要な課題である。本市においては時間外勤務等縮減対策「新・仕事ダイエット」に基づく取組を実施しているところであるが、平成29年度の「月平均1人当たりの時間外勤務時間数」は13.7時間と、ここ数年ほぼ横ばいとなっており、「1月当たり60時間を超えて時間外勤務を行った職員の延べ人数」は前年度比で約1割減少したものの、月平均で約130人の職員が長時間の時間外勤務を行っている状況である。

長時間労働の是正などを柱とする働き方改革については、民間労働法制において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立したが、これを受け、人事院は超過勤務命令を行うことができる上限を原則1か月について45時間かつ1年について360時間と、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては1か月について100時間かつ1年について720時間等と定める人事院規則を制定することとしている。本市においてはこれに先立ち、本年3月の総務局長通知により、本年4月から年間720時間を超える時間外勤務を禁止し、これを超える時間外勤務を行う場合には災害等への対応といった例外を除き、本来の命令権者に加え局長等の時間外勤務命令を受ける必要があることとした。今後、多忙な部署においては年度末に向けてこの上限時間数に近づくことが見込まれることから、局長等のトップマネジメントを日頃から発揮させることで、引き続き業務負担の平準化に努められたい。その際、不払い残業（いわゆるサービス残業）を生じさせることのないよう十分留意されるよう付言する。

任命権者においては、時間外勤務等の縮減に向けた取組を行っているところであるが、以前にも言及したように、時間外勤務の縮減にあたっては、業務の合理化・効率化も必要ではあるものの、業務量の削減に努めることが重要であり、そのうえで長時間の時間外勤務が恒常化している部署があれば、業務量に見合った必要な人員が確保されているか改めて検証し、必要な措置を講じられたい。

なお、長時間労働による公務能率の低下や健康被害等については、時間外勤務手当の支給されない管理職の職員であっても同様に起こりうることから、勤務時間の客観的な把握・管理を行い、長時間の時間外勤務が恒常化しないよう、留意されたい。

また、教員については、昨年の中教育審議会での議論を踏まえ、同年末には文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が決定されたこと等を受け、本市教育委員会において、教員

が負担と感じている業務等の負担軽減策を検討のうえ、本年8月に「学校における働き方改革プラン」の骨子案をまとめたところである。今後、同プランが策定され、実施されることとなるが、教員の在校時間の削減や負担軽減に資する取組が各学校に浸透し、着実に行われていくよう期待する。

本委員会としても、本年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において「人事委員会がその職権を有する、労働基準法別表第1第11号及び第12号並びに同別表に含まれない官公署の事業に従事する職員に過重労働の疑いがある場合は人事委員会が監督指導の徹底に努めるものとする」と定められたことを受け、その趣旨を踏まえて対応していく。

イ 仕事と家庭生活の両立支援

仕事と育児や介護との両立のため、本市においては、育児や介護に係る休暇・休業制度を整備してきたところである。これらの制度が必要な職員が適切に活用できるよう、任命権者においては、引き続き制度の周知に努められたい。

なお、男性職員の育児休業の取得率は年々増加傾向にあり、平成29年度では22.9%（前年度10.3%）と大幅に増加している。引き続き、性別を問わず育児や介護に係る休暇・休業制度を活用し、仕事と家庭生活を両立できるよう期待するとともに、各職場においてもこれらの制度が活用しやすい職場環境となるよう、管理監督者においてはマネジメントを適切に発揮されたい。

ウ 心の健康保持

職員が心身ともに健康でその能力を十分に発揮し職務に専念することは、組織活力の維持・向上や市民への質の高いサービスの提供のために必要不可欠なものであるが、精神疾患が原因で病気休職となっている者が病気休職者の大半を占める状況が続いている。

本市においても、メンタルヘルスに係る各種施策を講じているが、予防策の充実により精神疾患の発生を未然に防ぐことが最も望ましいことは言うまでもない。任命権者においては、職員が気軽に相談できる制度の周知を引き続き行っていくことに加え、ストレスチェックにより職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、この結果を分析・活用し、管理監督者が職場環境の改善に努められるよう、引き続き取り組まれたい。

また、長時間労働による疲労の蓄積、過重な心理的負担や各種ハラスメントによるストレスが精神疾患の発症の原因となることは十分考えられることである。管理監督者においては、所属職員の心身の健康保持のため、日頃から積極的なコミュニケーションを心がけ、職員の状態を把握するなど、快適な職場環境と良好な人間関係の構築に努められたい。

(3) 定年の段階的引上げ

人事院は本年の給与勧告と併せ、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。具体的措置として、定年を段階的に65歳に引き上げること、役職定年制を導入すること、定年前の再任用短時間勤務制を導入すること、60歳を超える職員の給与を7割程度に設定することなどを言及した。今後、政府において制度の検討を進め、関係法案を早期に成案していくことが見込まれる。地方公務員の定年については、「国家公務員の定年を基準とする」旨法定されていることから、本市においても、国における検討の推移を注視し、適切に対応を図る必要がある。

なお、定年の段階的引上げが完了するまでの間、定年後65歳に達する年度末までは再任用により雇用と年金の接続を図ることとなる。本市においては、再任用職員の意向に沿う形でフルタイム勤務又は短時間勤務が選択されているが、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、フルタイム勤務を選択する再任用職員の一層の増加が見込まれることから、任命権者においては、公務能率や職員の士気の向上の観点から、再任用職員の能力及び経験を活用するポストや職域の確保について、引き続き検討されたい。

3 公務員としての規律の保持

職員による不祥事は絶えない状況にあり、市民の信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

とりわけ、本年2月に発覚した官製談合防止法違反事件については、幹部職員が起こしたことにより、本市行政に対する大きな社会的批判を招いたことは記憶に新しい。

ほかにも、飲酒運転や不適正な事務処理などにより懲戒処分となった事案も依然として見受けられるなど、憂慮すべき状況にある。

本市においては、このような状況を重く受け止め、全庁的な組織として千葉県市コンプライアンス委員会を設置し、既存の施策に加え、入札制

度の見直しや幹部職員のコンプライアンスに関する意識啓発及びマネジメント力の向上、仕事に関する相談窓口「しごとコンシェルジュ」の設置など、「コンプライアンス推進（不祥事防止）に関する新たな取組」を取りまとめ、実施することとしたところである。

任命権者においては、これまで研修やコンプライアンス自己チェック等の実施などに取り組んできたところではあるが、これらに加え、新たな取組についても全庁的に浸透させ、継続的に実施していくことにより、厳正な服務規律の確保を図り、市民からの信頼の回復に努めることが必要である。

各職員、特に管理職の職員においては、他の職員が引き起こした事案であっても、他人事としてではなく自らの問題として捉え、公務に携わる者としての自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

4 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定などを通じて行政運営の安定に寄与するものと考えられる。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

< 参考 >

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事業等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について民間給与との較差を基に、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、その者が属している職務の級が別記第 2 に掲げられているものの給料表の改定後における号給（以下「新号給」という。）は、職務の級及び給料表の改定前に受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別記第 2 に定める号給とすること。

2 管理職手当

行政職給料表の適用を受ける職員に対する支給月額を 130,100 円とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表（1）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を 217,500 円とすること。

4 期末手当・勤勉手当

（1）平成 30 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（特定管理職員にあっては 1.15 月分）とすること。

イ 再任用職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.475 月分（特定管理職員にあっては、0.575 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

（2）平成 31 年 6 月期以降の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分

(特定管理職員にあつてはそれぞれ1.1月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ1.125月分)とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特定管理職員にあつては0.625月分)とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分(特定管理職員にあつては、それぞれ0.55月分)とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

5 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。

ただし、4の(1)については平成30年12月1日から、4の(2)については平成31年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,900	164,800	213,000	248,800	280,000	320,400	373,200	444,300
	2	138,400	166,500	214,700	250,200	282,000	323,000	376,600	447,300
	3	138,900	168,300	216,400	251,700	284,400	325,500	379,900	450,500
	4	139,400	170,100	218,100	253,400	286,500	328,000	383,400	453,700
	5	139,900	171,800	219,800	254,900	288,700	330,200	386,700	456,300
	6	140,700	173,600	221,600	256,700	291,200	332,600	390,000	459,300
	7	141,500	175,400	223,300	258,400	293,500	335,100	393,300	462,300
	8	142,300	177,100	225,000	260,100	296,000	337,700	396,700	465,300
	9	142,900	178,900	226,500	261,800	298,300	339,800	399,700	468,200
	10	143,600	180,800	228,300	263,900	300,800	342,400	403,000	471,000
	11	144,400	182,800	230,000	266,000	303,200	344,900	406,200	473,600
	12	145,200	184,800	231,800	268,200	305,700	347,500	409,500	476,300
	13	145,700	186,400	233,300	270,000	307,800	349,800	412,600	478,900
	14	147,000	188,000	234,800	272,000	310,300	352,200	415,800	481,000
	15	148,300	189,700	236,400	274,100	312,700	354,900	419,000	482,900
	16	149,500	191,200	238,200	276,100	315,100	357,400	421,900	484,800
	17	150,800	192,700	239,800	278,000	317,400	359,600	425,000	486,800
	18	152,300	194,200	241,400	280,300	319,700	361,900	428,100	488,300
	19	153,800	195,700	242,800	282,400	322,100	364,500	431,200	489,600
	20	155,200	197,200	244,300	284,600	324,300	366,900	434,400	490,900
	21	156,400	198,500	245,700	286,600	326,500	369,300	437,400	492,300
	22	157,900	200,000	247,300	289,000	328,700	371,700	440,200	493,200
	23	159,400	201,500	249,100	291,200	331,000	374,200	443,000	494,100
	24	160,800	202,800	251,000	293,400	333,200	376,700	445,800	494,900
	25	162,100	204,100	252,300	295,600	335,300	378,900	448,400	495,800
	26	164,600	205,700	254,100	298,000	337,900	381,200	451,200	496,800
	27	167,000	207,300	255,800	300,300	340,500	383,500	453,900	497,700
	28	169,500	208,800	257,500	302,700	343,100	385,700	456,600	498,600
	29	171,600	210,100	258,900	304,700	345,100	387,800	459,300	499,400
	30	173,400	211,600	260,600	307,200	347,700	389,900	462,000	500,400
	31	175,200	213,000	262,400	309,400	350,300	392,100	464,500	501,500
	32	176,900	214,500	264,300	311,900	352,800	394,100	467,000	502,600
	33	178,600	215,800	265,800	313,600	355,200	396,100	469,600	503,600
	34	180,400	217,300	267,800	316,100	357,500	398,000	471,600	504,500
	35	182,300	218,700	269,600	318,300	360,000	399,900	473,500	505,500
	36	184,200	220,100	271,400	320,800	362,600	401,900	475,500	506,400
	37	185,700	221,400	272,900	322,900	365,000	403,600	477,400	507,300
	38	187,100	223,000	274,700	325,300	366,900	404,900	479,200	507,800
	39	188,400	224,700	276,400	327,500	369,000	406,400	481,000	508,400
	40	189,800	226,400	278,200	329,900	370,900	407,800	482,700	509,000
	41	191,000	228,100	279,800	331,800	372,500	409,100	484,300	509,500
	42	192,300	229,600	281,900	333,900	374,300	410,400	485,400	510,100
	43	193,600	231,000	283,900	335,900	376,200	411,700	486,500	510,700
	44	194,900	232,400	285,800	337,800	377,900	412,800	487,500	511,300

	45	196,000	233,800	287,600	339,900	379,400	414,000	488,400	511,700
	46	197,300	235,400	289,700	342,000	381,000	415,000	489,500	512,200
	47	198,500	237,200	291,700	344,100	382,800	416,100	490,400	512,800
	48	199,700	238,900	293,700	346,100	384,600	417,100	491,400	513,400
	49	200,900	240,500	295,400	347,900	386,000	418,000	492,400	513,900
	50	202,000	242,100	297,500	349,900	387,500	418,900	493,400	514,500
	51	203,200	243,600	299,600	351,700	388,900	419,700	494,200	515,100
	52	204,400	245,200	301,700	353,500	390,500	420,500	495,100	515,700
	53	205,400	246,500	303,500	355,000	391,800	421,200	496,100	516,100
	54	206,500	248,200	305,500	356,900	392,900	422,100	496,700	516,600
	55	207,600	249,800	307,500	358,900	394,000	423,000	497,200	517,200
	56	208,700	251,400	309,400	360,800	395,100	423,700	497,700	517,800
	57	209,700	253,000	311,200	362,500	396,100	424,500	498,200	518,300
	58	210,900	254,600	313,000	364,300	397,200	425,400	498,800	518,900
	59	212,100	256,200	315,000	366,100	398,200	426,200	499,300	519,500
	60	213,200	257,800	317,000	368,000	399,100	427,000	499,800	520,100
	61	214,300	259,100	319,000	369,400	400,100	427,800	500,300	520,500
	62	215,000	260,600	321,000	371,000	400,900	428,600		
	63	215,900	262,400	322,900	372,600	401,700	429,500		
	64	216,900	264,100	325,000	374,200	402,500	430,200		
再任用 職員以 外の職 員	65	217,900	265,500	326,700	375,800	403,200	431,000		
	66	218,900	267,200	328,500	377,200	403,800	431,900		
	67	219,900	268,900	330,500	378,700	404,500	432,700		
	68	221,000	270,600	332,200	380,200	405,200	433,500		
	69	222,000	271,700	334,100	381,400	405,900	434,200		
	70	223,200	273,400	336,100	382,700	406,600	435,100		
	71	224,400	274,900	337,900	383,900	407,300	435,900		
	72	225,800	276,500	340,000	385,000	407,800	436,700		
	73	227,100	277,800	341,600	386,000	408,400	437,400		
	74	228,100	279,300	343,300	387,000	409,000	438,000		
	75	229,300	280,700	345,100	388,000	409,600	438,500		
	76	230,400	282,300	346,800	389,100	410,100	439,100		
	77	231,500	283,900	348,200	389,900	410,600	439,600		
	78	232,500	285,300	349,500	390,800	411,100	440,200		
	79	233,600	286,800	350,900	391,500	411,600	440,800		
	80	234,800	288,400	352,200	392,300	412,100	441,300		
	81	235,900	289,700	353,500	393,000	412,500	441,700		
	82		291,200	354,600	393,700	413,200	442,200		
	83		292,600	355,900	394,400	414,000	442,700		
	84		294,100	357,200	395,100	414,700	443,100		
	85		295,500	358,400	395,700	415,400	443,600		
	86			359,500	396,400	415,700	444,100		
	87			360,600	397,000	416,000	444,600		
	88			361,700	397,600	416,300	445,100		
	89			362,800	398,200	416,500	445,600		
	90			363,600	399,100	416,700	446,100		
	91			364,400	399,300	416,900	446,600		
	92			365,100	399,800	417,100	447,100		

93			365,900	400,300	417,300	447,500			
94			366,600	400,800					
95			367,300	401,300					
96			368,000	401,800					
97			368,700	402,200					
98			369,300	402,700					
99			370,000	403,200					
100			370,700	403,700					
101			371,400	404,000					
102			371,800	404,300					
103			372,300	404,600					
104			372,700	404,900					
105			373,100	405,100					
106			373,600	405,400					
107			374,100	405,600					
108			374,600	405,800					
109			374,900	406,000					
110			375,400						
111			375,900						
112			376,400						
113			376,800						
114			377,300						
115			377,700						
116			378,200						
117			378,600						
118			379,100						
119			379,500						
120			379,900						
121			380,200						
122			380,400						
123			380,600						
124			380,700						
125			380,900						
126			381,100						
127			381,300						
128			381,500						
129			381,700						
再任用 職員		178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員（技能労務職員及び非常勤職員等を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,800	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	161,300	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	162,800	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	164,300	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	166,000	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	168,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	169,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	171,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	173,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	175,600	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	177,600	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	179,600	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	181,700	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	183,900	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	186,100	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	188,300	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	190,600	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	193,300	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	195,800	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	198,300	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	200,800	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	202,500	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	204,100	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	205,800	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	207,300	223,200	318,500	347,500	439,300
	26	208,800	225,200	320,800	349,300	440,500
	27	210,400	227,200	323,200	351,200	441,500
	28	211,900	229,200	325,400	353,100	442,600
	29	213,600	231,100	327,600	354,900	443,800
	30	215,300	233,800	329,600	356,700	444,600
	31	217,000	236,500	331,800	358,400	445,400
	32	218,700	239,200	334,000	360,300	446,300
	33	220,200	241,800	335,800	361,600	447,200
	34	221,900	244,600	337,900	363,300	447,700
	35	223,600	247,200	340,000	364,800	448,200
	36	225,300	249,900	342,000	366,600	448,700
	37	226,900	252,400	344,000	368,500	449,200
	38	228,600	254,900	345,900	370,000	449,700
	39	230,300	257,400	347,900	371,300	450,200
	40	232,000	259,700	349,800	372,900	450,700
	41	233,700	262,300	351,300	374,000	451,200
	42	235,500	264,700	353,100	375,400	451,700
	43	237,300	266,900	354,700	376,800	452,200
	44	239,000	269,100	356,400	378,300	452,700

	45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200
	46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700
	47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200
	48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700
	49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200
	50	248,300	281,700	365,500	387,300	
	51	249,800	283,600	367,100	388,800	
	52	251,300	285,600	368,700	390,200	
再任用 職員以 外の職 員	53	252,200	287,300	370,100	391,400	
	54	253,700	289,700	371,600	392,700	
	55	255,100	292,000	373,100	393,800	
	56	256,600	294,500	374,600	394,900	
	57	257,600	296,500	376,100	396,300	
	58	259,000	299,000	377,500	397,500	
	59	260,300	301,300	378,900	398,700	
	60	261,600	304,000	380,200	400,000	
	61	262,900	306,400	381,100	401,200	
	62	263,900	308,800	382,300	402,200	
	63	265,200	311,300	383,500	403,600	
	64	266,300	313,600	384,600	404,900	
	65	267,400	315,800	385,500	406,100	
	66	268,900	318,000	386,700	407,200	
	67	270,300	320,100	387,700	408,400	
	68	271,700	322,300	388,800	409,500	
	69	273,400	324,200	390,000	410,500	
	70	274,900	326,300	391,000	411,700	
	71	276,400	328,400	392,100	412,900	
	72	277,800	330,400	393,300	414,100	
	73	278,800	332,500	394,300	414,700	
	74	280,100	334,600	395,400	415,500	
	75	281,400	336,800	396,500	416,200	
	76	282,600	339,000	397,600	416,700	
	77	283,800	340,700	398,500	417,000	
	78	285,000	342,600	399,400	417,400	
	79	286,200	344,300	400,400	417,800	
	80	287,400	346,100	401,400	418,200	
	81	288,600	347,900	402,200	418,500	
	82	289,600	349,700	403,000	418,900	
	83	290,800	351,100	403,700	419,300	
	84	292,000	352,900	404,500	419,600	
	85	292,900	354,100	405,200	419,900	
	86	293,900	355,700	406,000	420,300	
	87	294,600	357,200	406,700	420,700	
	88	295,600	358,700	407,400	421,000	
	89	296,600	360,000	408,000	421,300	
	90	297,500	361,300	408,700	421,600	
	91	298,400	362,700	409,200	421,900	
	92	299,200	364,100	409,900	422,100	

93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,800	391,700		
122	312,000	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,800	394,500		
126	313,000	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		
140	316,600	401,000		

141	316,800	401,300			
142	317,000	401,600			
143	317,300	401,900			
144	317,600	402,200			
145	317,800	402,400			
146	318,000	402,700			
147	318,300	403,000			
148	318,600	403,200			
149	318,800	403,400			
150	319,000	403,700			
151	319,300	404,000			
152	319,600	404,200			
153	319,800	404,400			
154	320,000	404,700			
155	320,300	405,000			
156	320,600	405,200			
157	320,800	405,400			
158	321,000	405,700			
159	321,300	406,000			
160	321,600	406,200			
161	321,800	406,400			
再任用 職員	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	285,700	356,100	378,000	483,000
	2	288,700	360,200	382,000	485,400
	3	291,700	364,300	386,000	487,900
	4	294,700	368,400	390,000	490,400
	5	297,400	372,400	393,800	492,600
	6	300,400	376,600	397,700	495,000
	7	303,400	380,800	401,600	497,400
	8	306,400	385,000	405,500	499,800
	9	309,300	388,800	409,300	502,100
	10	312,600	392,600	413,200	504,600
	11	315,900	396,500	417,200	507,100
	12	319,200	400,300	421,100	509,600
	13	322,400	403,700	424,600	511,700
	14	325,900	406,900	428,400	514,100
	15	329,400	410,200	432,300	516,500
	16	332,900	413,400	436,100	518,900
	17	336,300	416,400	439,500	520,900
	18	339,600	419,500	442,200	522,900
	19	342,900	422,700	445,000	524,800
	20	346,200	425,800	447,700	526,800
	21	349,300	429,000	450,300	528,700
	22	352,600	431,700	452,900	530,700
	23	355,900	434,500	455,600	532,600
	24	359,200	437,300	458,300	534,600
	25	362,200	439,600	460,700	536,300
	26	365,300	441,200	463,300	538,000
	27	368,500	442,900	466,000	539,700
	28	371,600	444,600	468,700	541,400
	29	374,600	446,300	471,000	542,800
	30	377,800	448,200	473,400	544,600
	31	381,100	450,200	475,900	546,400
	32	384,300	452,200	478,400	548,200
	33	387,100	453,800	480,600	549,600
	34	390,100	455,800	483,000	551,300
	35	393,200	457,800	485,400	553,000
	36	396,200	459,800	487,800	554,700
	37	399,200	461,500	490,100	556,000
	38	402,200	463,500	492,300	557,400
	39	405,300	465,500	494,500	558,800
	40	408,400	467,500	496,700	560,200
	41	411,000	469,100	498,700	561,300
	42	413,800	471,000	500,800	562,500
	43	416,700	472,900	502,900	563,700
	44	419,600	474,800	505,000	564,900

	45	422,400	476,500	506,900	565,800
	46	424,200	478,100	508,900	567,100
	47	426,100	479,700	510,800	568,400
	48	428,000	481,300	512,800	569,700
	49	429,600	482,600	514,700	570,600
	50	431,600	483,800	516,700	571,800
	51	433,600	484,900	518,600	573,000
	52	435,600	486,100	520,600	574,200
再任用 職員以 外の職 員	53	437,200	487,200	522,300	575,100
	54	439,200	488,200	524,200	576,200
	55	441,200	489,200	526,100	577,300
	56	443,200	490,200	528,000	578,400
	57	444,700	490,900	529,800	579,100
	58	446,600	491,900	531,600	579,700
	59	448,500	492,900	533,400	580,300
	60	450,400	493,900	535,200	580,900
	61	452,100	494,600	536,600	581,400
	62	453,900	495,500	538,300	581,900
63	455,700	496,400	540,000	582,400	
64	457,500	497,300	541,700	582,900	
65	459,000	498,100	543,100	583,200	
66	460,300	499,000	544,200	583,700	
67	461,600	499,900	545,300	584,200	
68	462,900	500,800	546,400	584,700	
69	464,100	501,600	547,400	584,900	
70	465,200	502,500	548,600	585,300	
71	466,300	503,400	549,800	585,700	
72	467,400	504,300	551,000	586,100	
73	468,300	505,100	551,900	586,400	
74	469,200	506,000	553,200	586,700	
75	470,100	506,900	554,500	587,000	
76	471,000	507,800	555,800	587,300	
77	471,800	508,600	556,700	587,600	
78	472,300	509,500	557,700	588,000	
79	472,800	510,400	558,700	588,400	
80	473,300	511,300	559,700	588,800	
81	473,500	512,000	560,500	589,100	
82		512,900	561,400	589,400	
83		513,800	562,300	589,700	
84		514,700	563,200	590,000	
85		515,400	564,100	590,300	
86		516,300	564,600		
87		517,200	565,100		
88		518,100	565,600		
89		518,800	565,800		
90			566,300		
91			566,800		
92			567,300		

	93			567,600	
	94			568,100	
	95			568,600	
	96			569,100	
	97			569,400	
	98			569,900	
	99			570,400	
	100			570,900	
	101			571,200	
	102			571,700	
	103			572,200	
	104			572,700	
	105			572,900	
再任用 職員		295,100	341,600	380,700	440,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,800	173,700	224,100	262,000	325,400	366,800
	2	144,100	175,300	225,700	264,200	327,800	369,500
	3	145,500	176,800	227,300	266,100	330,500	372,300
	4	146,900	178,400	228,800	268,100	333,100	375,100
	5	148,000	179,900	230,400	270,000	335,700	377,500
	6	149,600	181,500	232,000	272,000	338,300	379,900
	7	151,300	183,100	233,600	274,100	340,900	382,400
	8	153,000	184,700	235,200	276,000	343,600	384,800
	9	154,600	186,200	236,500	277,900	345,900	387,000
	10	156,300	187,800	238,200	280,100	348,800	389,200
	11	158,000	189,400	239,800	282,200	351,500	391,600
	12	159,700	190,900	241,400	284,500	354,300	393,800
	13	161,100	192,300	242,900	286,500	356,700	395,900
	14	163,100	194,100	244,600	288,800	359,300	398,200
	15	165,100	195,900	246,500	291,100	361,600	400,700
	16	167,000	197,600	248,200	293,200	364,200	403,000
	17	168,800	199,200	250,000	295,000	366,600	405,100
	18	171,300	201,000	251,700	297,700	369,300	407,200
	19	173,900	202,800	253,600	300,500	371,900	409,100
	20	176,500	204,600	255,300	303,200	374,600	411,200
	21	178,700	206,200	256,900	305,600	377,000	412,900
	22	180,400	207,800	259,100	308,300	379,400	414,500
	23	182,100	209,100	261,300	311,100	382,100	416,200
	24	183,800	210,400	263,600	313,700	384,600	417,800
	25	185,300	211,900	265,300	316,400	386,800	419,300
	26	187,000	213,400	267,300	318,900	389,100	420,500
	27	188,700	214,900	269,500	321,700	391,600	421,700
	28	190,400	216,400	271,300	324,200	393,900	423,000
	29	191,600	217,900	273,400	326,700	396,100	424,100
	30	193,300	219,400	275,400	329,200	398,100	425,100
	31	195,000	220,900	277,500	331,800	400,100	426,100
	32	196,600	222,400	279,600	334,400	402,200	427,100
	33	198,300	223,800	281,300	336,600	403,700	428,100
	34	199,600	225,100	283,700	339,300	405,400	429,100
	35	200,900	226,200	285,900	341,800	407,100	430,000
	36	202,300	227,400	288,200	344,400	408,700	430,900
	37	203,500	228,500	290,300	346,700	410,100	431,900
	38	204,800	229,700	292,400	349,500	411,400	432,700
	39	206,000	230,800	294,500	352,000	412,600	433,500
	40	207,300	232,100	296,800	354,800	413,900	434,300
	41	208,600	233,200	298,600	357,300	415,000	435,000
	42	209,900	234,500	300,900	359,900	416,000	435,700
	43	211,100	235,800	303,000	362,400	417,000	436,400
	44	212,200	237,000	305,200	365,100	417,900	437,100

	45	213,400	238,200	307,300	367,600	418,800	437,800
	46	214,800	239,500	309,500	370,100	419,800	438,500
	47	216,100	241,200	311,800	372,700	420,900	439,200
	48	217,400	242,600	313,900	375,300	421,900	439,900
	49	218,500	243,900	315,900	377,300	422,900	440,600
	50	220,000	245,400	318,000	379,600	423,700	441,000
	51	221,300	247,000	320,200	382,100	424,500	441,400
	52	222,800	248,500	322,400	384,400	425,200	441,700
再任用 職員以 外の職 員	53	224,000	249,900	324,300	386,700	425,900	442,000
	54	225,100	251,400	326,400	388,600	426,600	442,400
	55	226,300	253,000	328,400	390,700	427,300	442,700
	56	227,500	254,500	330,500	392,800	428,000	443,000
	57	228,600	255,800	332,100	394,500	428,700	443,300
	58	229,600	257,200	333,900	395,900	429,400	443,500
	59	230,900	258,900	335,400	397,400	430,000	443,700
	60	232,100	260,200	337,100	398,800	430,600	443,900
	61	233,300	261,700	338,700	400,200	431,300	444,100
	62	234,600	263,200	340,200	401,400	431,800	444,200
	63	236,100	264,700	341,600	402,600	432,200	444,300
	64	237,500	266,100	343,100	403,700	432,600	444,500
	65	238,400	267,500	344,300	404,800	432,900	444,600
	66	239,900	268,800	345,600	405,900	433,300	
	67	241,400	269,900	346,900	406,900	433,700	
	68	242,800	271,000	348,300	407,900	434,000	
	69	244,000	272,100	349,300	408,900	434,300	
	70	245,300	273,300	350,300	409,900	434,500	
	71	246,500	274,400	351,200	411,000	434,700	
	72	247,800	275,500	352,100	412,100	434,900	
73	248,700	276,300	353,000	413,000	435,100		
74	249,700	277,300	354,000	413,800			
75	251,000	278,400	355,000	414,500			
76	252,100	279,400	355,800	415,300			
77	253,300	280,200	356,700	416,100			
78	254,300	281,100	357,400	416,800			
79	255,500	282,100	358,100	417,500			
80	256,600	283,000	358,800	418,200			
81	257,600	283,600	359,300	418,900			
82	258,800	284,200	360,000	419,600			
83	259,900	284,900	360,500	420,200			
84	261,100	285,600	361,000	420,900			
85	262,000	286,200	361,600	421,500			
86	263,100	286,700	362,400	422,100			
87	264,100	287,300	363,100	422,700			
88	265,000	287,900	363,800	423,300			
89	265,800	288,100	364,400	423,900			
90	266,900	288,600	364,800	424,300			
91	268,000	289,200	365,100	424,700			
92	269,100	289,700	365,400	425,000			

	93	269,800	290,000	365,600	425,300		
	94	270,400	290,600	365,900			
	95	271,200	291,200	366,100			
	96	272,000	291,600	366,200			
	97	272,500	291,900	366,400			
	98	273,100		366,600			
	99	273,700		366,800			
	100	274,300		367,000			
	101	274,600		367,200			
再任用 職員		178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	172,400	210,300	242,900	276,200	307,600	340,800
	2	173,900	211,700	244,500	278,000	309,800	343,200
	3	175,400	213,200	246,100	279,800	312,100	345,600
	4	176,800	214,700	247,500	281,600	314,100	348,200
	5	178,300	215,900	248,900	282,900	316,000	350,200
	6	180,500	217,100	250,700	284,900	318,000	352,700
	7	182,700	218,500	252,300	286,500	320,100	355,300
	8	184,900	219,900	253,900	288,400	322,200	357,900
	9	186,800	220,800	255,500	289,600	324,200	360,400
	10	189,100	222,300	257,300	291,500	326,200	362,900
	11	191,300	223,800	259,000	293,100	328,100	365,500
	12	193,600	225,400	260,800	294,800	330,100	368,000
	13	195,800	226,700	262,400	296,300	331,800	370,300
	14	198,000	227,800	264,000	297,800	333,900	372,700
	15	200,300	228,900	265,600	299,400	335,700	375,100
	16	202,600	230,200	267,000	301,000	337,700	377,400
	17	204,900	231,400	268,400	302,400	339,600	379,700
	18	206,700	232,600	270,000	303,800	341,700	382,200
	19	208,500	233,800	271,300	305,400	343,800	384,500
	20	210,300	235,000	272,800	306,900	345,800	386,800
	21	211,700	235,900	274,000	308,200	347,800	388,700
	22	213,100	237,100	275,600	309,700	350,000	391,100
	23	214,600	238,200	277,100	311,300	351,900	393,300
	24	216,100	239,400	278,600	312,800	354,100	395,600
	25	217,300	240,500	280,000	313,900	356,000	397,700
	26	218,800	242,000	281,500	316,400	358,200	399,800
	27	220,300	243,500	283,300	318,700	360,400	402,100
	28	221,800	244,800	284,800	321,300	362,500	403,900
	29	223,200	246,000	286,200	323,400	364,500	406,000
	30	224,600	247,400	287,600	325,500	366,400	407,900
	31	225,900	248,600	289,200	327,400	368,500	409,800
	32	227,300	250,000	290,700	329,400	370,400	411,800
	33	228,600	251,200	292,200	331,200	372,300	413,300
	34	230,000	252,800	293,700	333,200	374,200	414,900
	35	231,400	254,500	295,300	335,000	376,000	416,600
	36	232,800	256,000	296,900	337,000	377,600	418,200
	37	234,300	257,200	298,400	338,900	379,300	419,700
	38	235,600	258,800	299,900	340,800	381,300	421,100
	39	236,900	260,200	301,600	342,700	383,200	422,400
	40	238,100	261,800	303,100	344,600	385,100	423,800
	41	239,200	263,100	304,500	346,200	386,600	425,200
	42	239,900	264,700	306,000	348,200	388,400	426,400
	43	240,500	266,300	307,600	350,200	390,200	427,600
	44	241,100	268,100	308,900	351,900	392,100	428,800

	45	241,800	269,600	310,300	353,700	393,400	430,000
	46	242,500	271,000	311,600	355,600	395,100	431,000
	47	243,100	272,700	312,900	357,600	396,700	432,100
	48	243,800	274,200	314,000	359,700	398,200	433,100
	49	244,400	275,500	315,300	361,200	399,600	434,200
	50	244,900	277,200	316,700	363,300	401,000	434,900
	51	245,300	278,800	317,900	365,300	402,400	435,500
	52	245,800	280,400	319,200	367,300	403,700	436,000
再任用 職員以 外の職 員	53	246,100	281,600	320,600	369,000	405,000	436,600
	54	246,400	283,200	321,900	370,900	406,500	437,200
	55	246,800	284,700	323,100	372,900	408,000	437,700
	56	247,200	286,200	324,300	374,900	409,400	438,200
	57	247,600	287,600	325,400	376,600	410,700	438,600
	58	248,000	289,100	326,600	378,200	412,000	438,800
	59	248,400	290,500	327,900	379,900	413,100	439,000
	60	248,800	292,000	329,200	381,700	414,300	439,200
	61	249,200	293,200	330,600	383,200	415,500	439,400
	62	249,700	294,600	331,700	384,800	416,400	
	63	250,300	296,000	333,000	386,300	417,200	
	64	250,900	297,400	334,200	387,800	418,000	
	65	251,300	298,300	334,900	389,300	418,800	
	66	251,800	299,800	336,100	390,900	419,400	
	67	252,500	301,200	337,400	392,400	419,900	
	68	253,300	302,600	338,700	393,900	420,500	
69	253,800	303,700	339,800	395,200	421,000		
70	254,500	305,100	340,900	396,300	421,200		
71	255,200	306,500	342,100	397,200	421,500		
72	256,000	307,700	343,200	398,100	421,800		
73	256,500	308,800	344,300	398,900	422,000		
74	257,200	309,800	345,300	399,800	422,300		
75	257,800	310,800	346,300	400,600	422,600		
76	258,500	311,800	347,400	401,400	422,800		
77	259,000	312,400	348,300	402,200	423,000		
78	259,600	313,000	349,300	403,400			
79	260,300	313,700	350,200	404,300			
80	261,000	314,500	351,200	405,400			
81	261,600	315,300	352,100	406,500			
82	262,300	316,000	353,000	407,100			
83	262,900	316,700	353,900	407,600			
84	263,600	317,200	354,700	408,100			
85	263,900	317,600	355,500	408,600			
86	264,600	318,200	356,300	409,100			
87	265,100	318,700	357,200	409,600			
88	265,700	319,300	358,100	410,100			
89	266,300	319,700	359,000	410,600			
90	266,900	320,300	359,900	411,000			
91	267,400	320,900	360,700	411,400			
92	268,000	321,500	361,500	411,700			

93	268,500	322,000	362,300	412,000		
94	268,900	322,600	363,300			
95	269,200	323,200	364,300			
96	269,600	323,700	365,300			
97	269,700	324,100	366,200			
98		324,600	366,900			
99		325,100	367,700			
100		325,600	368,500			
101		325,800	369,200			
102		326,100	369,900			
103		326,300	370,600			
104		326,600	371,300			
105		326,800	371,800			
106		327,100	372,400			
107		327,400	373,000			
108		327,700	373,500			
109		327,900	374,000			
110		328,200	374,600			
111		328,500	375,100			
112		328,800	375,600			
113		329,100	376,100			
114			376,600			
115			377,000			
116			377,500			
117			377,900			
118			378,400			
119			378,900			
120			379,400			
121			379,900			
再任用 職員	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	362,000
2	407,000
3	455,000
4	517,000
5	591,000
6	691,000
7	807,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別記第2 号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	8級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51

60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

平成30年千葉市職員給与等実態調査の概要	49
第1表 職員の給料表別平均給与月額等	50
第2表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等	52
第3表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等	78
第4表 職員の扶養手当の支給状況	91
第5表 職員の管理職手当の支給状況	92
第6表 職員の住居手当の支給状況	93
第7表 職員の通勤手当の支給状況	93
第8表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等	94

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	97
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	100
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	101
その1 公民給与比較の対象職種	101
1 規模計	101
2 規模 500人以上	104
3 規模 100人以上500人未満	107
4 規模 100人未満	110
その2 公民給与比較の対象外職種	113
第11表 民間における定期昇給制度の状況	115
第12表 民間における扶養（家族）手当制度の状況	115
第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	115

3 労働経済関係資料

第14表 労働経済指標	118
<参考>給与勧告の流れ	120
<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	121

1 職員給与関係資料

平成30年千葉市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成30年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能労務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 調査日現在休職中の職員
- (3) 調査日現在育児休業中の職員
- (4) 調査日現在育児短時間勤務をしている職員
- (5) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (6) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (7) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (8) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (9) 調査日現在派遣されている職員
- (10) 調査日付で退職した職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教育職給料表	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員
医療職給料表（1）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（2）	保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員
医療職給料表（3）	保健所等に勤務する看護師その他の職員
特定任期付職員給料表	特定任期付職員

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

給料表	区分 職員数	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		%	%	%	%	%	%
行政職 (一般)	4,473	56.1	43.9	67.1	20.1	12.8	-
行政職 (消防)	939	96.2	3.8	30.2	18.3	51.3	0.1
教育職	3,774	47.4	52.6	90.0	10.0	-	-
医療職(1)	5	80.0	20.0	100.0	-	-	-
医療職(2)	83	33.7	66.3	94.0	6.0	-	-
医療職(3)	0	-	-	-	-	-	-
特定任期付職員	2	100.0	-	100.0	-	-	-
計	9,276	56.5	43.5	72.9	15.7	11.4	0.0

(参考)

技能労務職	477	65.0	35.0	6.5	35.2	55.8	2.5	
企業 業 職	水道局	19	78.9	21.1	63.2	21.1	15.8	-
	病院局 (行政職)	90	66.7	33.3	56.7	25.6	17.8	-
	病院局 (医療職(1))	144	68.8	31.3	100.0	-	-	-
	病院局 (医療職(2))	162	52.5	47.5	68.5	31.5	-	-
	病院局 (医療職(3))	600	6.3	93.7	21.5	76.3	2.0	0.2
	病院局 (技能労務職)	5	-	100.0	-	80.0	20.0	-
合計	10,773	54.3	45.7	67.2	20.1	12.6	0.1	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。以下、第2表について同じ。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)である。
 3 管理職手当、地域手当及び計の欄の上段は減額措置前の額、下段は減額措置後の額である。
 4 計及び合計の欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 5 再任用職員は含まれていない。以下、第7表までについて同じ。
 6 医療職給料表(3)の適用を受ける再任用職員以外の職員はいないため、第2表から第7表までについて
 7 病院局の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいないため、表中の記載は省略した。以下、第8
 8 性別人員構成比、学歴別人員構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にな

平均給与月額							平均 年齢	平均 経年 均 験 数	平均 扶 養 親 族 数
給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その 他	計			
円	円	円	円	円	円	円	歳	年	人
308,021	6,996	11,973	49,049	6,344	0	382,383	39.8	17.4	0.7
		10,776	48,869			381,006			
297,796	10,544	7,164	47,326	5,714	96	368,640	39.0	18.7	1.1
		6,448	47,218			367,816			
349,993	5,978	5,831	54,270	6,885	0	422,957	39.9	17.3	0.6
		5,247	54,183			422,286			
531,400	6,600	108,760	103,482	5,400	179,420	935,062	52.0	26.5	0.8
		103,322	102,611			928,753			
324,361	5,458	3,234	49,958	7,419	0	390,430	40.3	16.9	0.5
		2,910	49,909			390,057			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
486,000	0	0	72,900	0	0	558,900	54.7		0.0
324,368	6,926	8,959	51,041	6,508	107	397,909	39.8	17.5	0.7
		8,066	50,907			396,882			

286,400	9,102	0	44,325	5,251	0	345,078	43.5	20.4	0.9
310,216	8,368	15,295	50,082	8,526	0	392,487	40.0	17.8	0.9
		13,765	49,852			390,727			
282,210	9,583	11,460	45,488	6,917	0	355,658	40.6	14.3	0.9
		10,314	45,316			354,340			
495,352	11,920	10,183	82,793	8,063	196,723	805,034	44.0	19.6	1.3
		9,674	82,711			804,443			
300,339	5,262	3,451	46,358	7,876	0	363,286	37.1	14.0	0.5
		3,106	46,306			362,889			
288.488	4,081	1,398	44,095	7,843	0	345,905	35.8	12.8	0.4
		1,258	44,074			345,744			
371,200	0	0	55,680	5,400	0	432,280	53.9	31.3	0.0
322,257	6,927	8,102	50,665	6,574	2,721	397,246	39.8	17.3	0.7
		7,301	50,545			396,325			

表中の記載は省略した。
表までについて同じ。
らない場合がある。

第2表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等

(1) 行政職給料表（一般事務、技術職員等）

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5								1	
6									
7			12	1					
8				1					
9			47	16					
10			1						1
11			42	16					
12			1	1					
13	5		69	29					
14			6	3					
15			37	19					
16			3	1					
17	8		79	29					
18			7	10					
19			48	30					
20	1		9	4					
21	15		48	29					
22	2		12	12					
23	10		44	38					
24			11	14					
25	11		48	33					
26	3		11	7					
27	17		31	34					
28	3		8	18					1
29	19		42	35	2				
30	2		6	25	3		1		
31	26		43	22	2			2	
32	4		19	31	2	2	1	2	
33	14		38	29	4			3	
34	3		9	21	3	2		6	
35	8		26	29	7			5	1
36	1		14	14	8			6	
37	4		29	23	3			6	
38	1		14	26	5			4	
39	4		24	23	5			2	1
40			11	34	4		1	4	
41	7		23	23	3			6	1
42	3		18	25	4			6	
43	1		18	24	2	1			1
44			10	24	7	1	2	1	
45	2		16	19	7	1	1	3	1
46			9	31	8			3	1
47	2		8	24	10			1	
48			11	37	14	1		1	1
49	1		13	19	4	1	1	1	
50			2	26	8	1			1
51	1		9	15	5	1	1		1
52	2		3	32	10	2			1
53			7	18	12	5	1		1
54			5	27	9	3	1		2
55	1		2	15	6	1	1		1
56	3		8	26	13	5	4		
57	1		4	12	11	1	3		
58			3	24	13	2	2	1	
59	1		4	14	14	5	2		
60	1		2	26	18	5			
61	2		2	12	14	4	2		
62			2	24	14	1	3		
63	1		1	15	9	1	1		
64	1		2	24	8	4	3		
65	1		1	18	9	4	4		
66			2	20	18	2	7		
67			2	13	13	1	14		
68				23	15	2	18		
69			1	14	7	3	20		
70	2			10	16	3	14		
71	1			13	9	5	10		
72				12	19	2	16		
73				14	13	4	23		
74				12	24	9	11		
75	1			10	11	5	11		
76				11	14	1	12		
77				11	12	4	10		
78	1			14	9	6	7		
79	1			9	5	5	9		
80				18	14	8	7		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
81	2		13	6	4	11		
82			15	10	4	8		
83			8	9	4	6		
84			3	12	4	3		
85			8	7	9	5		
86			10	10	11	7		
87			9	9	12	4		
88			13	12	7	1		
89			4	9	15	2		
90			9	10	13			
91			3	10	13	2		
92			7	17	18	1		
93			6	10	111	4		
94			7	13				
95			6	3				
96			9	23				
97			6	4				
98			3	19				
99			3	8				
100			5	22				
101			4	11				
102			6	18				
103			5	7				
104			8	11				
105			6	10				
106			2	9				
107			3	6				
108			11	10				
109			6	18				
110			7					
111			3					
112			11					
113			4					
114			6					
115			4					
116			10					
117			3					
118			6					
119			1					
120			7					
121			4					
122			10					
123			11					
124			6					
125			5					
126			4					
127			1					
128			4					
129			17					
計	200	1,037	1,737	802	339	278	64	16
構成比	4.5%	23.2%	38.8%	17.9%	7.6%	6.2%	1.4%	0.4%
平均給料	円 175,759	円 207,595	円 301,549	円 379,580	円 411,069	円 435,863	円 477,647	円 502,825

適用職員数	4,473人
平均給料	308,021円

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示す。(以下同じ。)

(2) 行政職給料表 (消防職員)

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1		人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4							1		
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11									
12			18						
13									
14			3	3					
15			1	2					
16		10	19	1					
17			3						
18			2	8					
19			1						
20		25	16	3					
21			1	1					
22			15	4					
23				2					
24		19	20	2					
25			2						
26		1	11	2					
27		1	3	1					
28		18	7	3					
29		3	4						
30			7	5					
31			2	3					
32		19	11	4					
33		5	5	2					
34		5	7	4				1	
35		2	2	6				2	
36		12	3	4				1	
37		1		4				1	
38		2	3	5				1	
39			1	2					
40		10	4	3				1	
41		2	3						
42		3	4	4					
43		1	2	7					
44		1	5	3					
45				9	1				
46			4	3					
47			3	3				1	1
48		1	6	1	1			1	
49			4	5	1				
50			5						
51				6					
52			5	2	1				
53			1	1	1				
54			3	3	1				
55			1	4					
56				1	1			1	
57				8	2				
58			1	5	1				
59				4	1				
60				1	1				
61				4	1				
62				2					
63				5	2				
64									
65				3	3				
66				1					
67				1	1				
68				2	3	1	5		
69				1	1		4		
70					3		5		
71				4			3		
72				2	2		2		
73					3				
74					3		2		
75					1				
76				2	2				
77							2		
78					2		1		
79					2		1		
80					2	1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
81			3	1	1			
82			4	2		2		
83					1			
84			1	1		1		
85			1	5				
86			1	9	1	1		
87			3	4		1		
88			3	2				
89			1	1	2			
90			1	4	2			
91			5	5	1			
92				2	1			
93			2	2	3 4			
94								
95			1	4				
96			3	6				
97				1				
98			2	1				
99				6				
100			1	1				
101				2				
102				3				
103			2	3				
104			1	2				
105				3				
106								
107			1	7				
108			2	2				
109				2 2				
110								
111			2					
112			3					
113			1					
114			1					
115			2					
116			2					
117								
118			1					
119			5					
120			3					
121			5					
122								
123			7					
124			1					
125			5					
126			4					
127			2					
128								
129			9 4					
計	1 4 1	2 1 9	3 4 7	1 4 4	4 5	3 2	1 0	1
構 成 比	1 5 . 0 %	2 3 . 3 %	3 7 . 0 %	1 5 . 3 %	4 . 8 %	3 . 4 %	1 . 1 %	0 . 1 %
平均給料	円 1 6 9 , 7 9 9	円 2 0 9 , 5 9 7	円 3 3 1 , 9 4 2	円 3 9 3 , 7 7 5	円 4 1 6 , 2 0 9	円 4 3 2 , 9 1 6	円 4 8 0 , 8 9 0	円 5 0 8 , 0 0 0

適 用 職 員 数	9 3 9 人
平 均 給 料	2 9 7 , 7 9 6 円

(3) 教育職給料表 (教諭等)

給 号	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17			35			
18						
19			9			
20			2			
21			32			1
22						11
23			48			24
24			3			31
25			34			32
26			2			20
27			81			11
28			6			11
29			19			4
30			9			5
31			85			4
32			7			4
33			30			2
34			14			3
35			80			1
36			5			
37			32			
38			13			1
39			91			
40			12			
41			31			
42			12			3
43			82			1
44			22			1
45			34			
46			23			
47			79			
48			20			
49			4			
50			5			
51			39			
52			16			
53			89			
54			15			
55			5			
56			38			
57			18			
58			67			
59			16			
60			47			
61			23			
62			69			
63			10			
64			10			
65			11			
66			45			
67			27		2	
68			70			
69			5		1	
70			8			
71			18			
72			40			
73			15		1	
74			55		3	
75			19		3	
76			35		4	
77			16		35	
78			54		19	
79			15		3	
80			30		14	

級	1	2	3	4	5
号給	人	人	人	人	人
81		18		17	
82		49		4	
83		16		1	
84		25		15	
85		16		10	
86		31		5	
87		18		3	
88		28		11	
89		1		7	
90		4		7	
91		16		3	
92		38		6	
93		20			
94		45	1	2	
95		33	1	2	
96		26	1	1	
97		19	1		
98		28	1		
99		19	6		
100		16	3		
101		1			
102		2			
103		17			
104		28	1		
105		10			
106		9			
107		3			
108		15			
109		18			
110		12			
111		17			
112		10			
113		14			
114		7			
115		18			
116		10			
117		9			
118		11			
119		11			
120		9			
121		11			
122		13			
123		8			
124		7			
125		12			
126		13			
127		10			
128		16			
129	1	10			
130		10			
131		7			
132		10			
133		10			
134		14			
135		18			
136		15			
137		3			
138		11			
139		20			
140		24			
141		25			
142		61			
143		78			
144		63			
145		62			
146		106			
147		74			
148		51			
149		50			
150		9			
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161		4			
計	1	3,409	15	179	170
構成比	0.0%	90.3%	0.4%	4.7%	4.5%
平均給料	325,936円	341,189円	428,085円	425,934円	439,837円

適用職員数	3,774人
平均給料	349,993円

(4) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					1
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56			1		
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67			1		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					1

級	1	2	3	4
号給				
8 1				
8 2				
8 3				
8 4				
8 5				
8 6				
8 7				
8 8				
8 9		1		
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
9 8				
9 9				
1 0 0				
1 0 1				
1 0 2				
1 0 3				
1 0 4				
1 0 5				
計	0	3	0	2
構 成 比	0. 0 %	6 0. 0 %	0. 0 %	4 0. 0 %
平均給料	- 円	5 0 2, 5 6 7 円	- 円	5 7 4, 6 5 0 円

適用職員数	5人
平均給料	531,400円

(5) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1		人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11				1			
12							
13							
14							
15				1			
16							
17			3	3			
18							
19				1			
20							
21			4	1			
22							
23				2			
24							
25			2				
26							
27				1			
28							
29							
30							
31			2	1			
32			1				
33							
34			1				
35			1	3			
36				1			
37				1			
38							
39							
40			1	1			
41							
42				1			
43			1	1			
44				1			
45							
46						1	
47				1			
48							
49				1			
50							
51			1			1	
52				1		1	
53			2				
54							
55				1			
56				1			
57							
58							
59							
60						1	
61					2		
62					2		
63							
64				1			
65							
66				1	1		
67					1		
68				1	1		
69							
70				1	1		
71							
72					1		
73					1		
74							
75				1	1		
76							
77							
78							
79							
80				1	2		

給 級 号	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
81						
82						
83				1		
84						
85				1		
86						
87			1			
88						
89			1			
90						
91			1			
92				1		
93						
94			1			
95						
96			1			
97						
98						
99						
100			1			
101			7			
計	0	19	44	16	4	0
構成比	0.0%	22.9%	53.0%	19.3%	4.8%	0.0%
平均給料	- 円	226,847 円	322,993 円	416,550 円	433,850 円	- 円

適用職員数	83人
平均給料	324,361円

(6) 特定任期付職員給料表

号給	人
1	
2	
3	1
4	1
5	
6	
7	
計	2

適用職員数	2人
平均給料	486,000円

(参考)

(7) 技能労務職給料表 (作業員、調理員等)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		1			
18					
19					
20					
21		6			
22					
23					
24					
25		6			
26					
27		1			
28					
29		7			
30					
31					
32					
33		7	1		
34					
35		1	1		
36			1		
37		3	2		
38					
39					
40			1		
41		6	5		
42					
43			3		
44					
45		9	8		
46					
47			3		
48			1	1	
49		8	5		
50			3		
51			8	1	
52		1	1	1	
53		7	7		
54			6	1	
55			7	1	
56			9	2	
57		3	11	3	
58			7	1	
59			1	1	
60			14	1	
61		1	8	7	
62			12	3	
63		1	7	5	1
64			4	3	
65		1	1	6	1
66			13	2	1
67		3	2	3	
68			7	6	
69			7	3	
70			3	4	
71		2	3	5	
72			3	3	1
73			3	5	
74			4		
75			3	4	
76			3	6	1
77			1	1	1
78				4	
79		1	4	4	
80			2	5	1

給 号	級	1	2	3	4
8 1					
8 2		人	人	人	人
8 3		1	2	1	
8 4			1	1	
8 5				4	
8 6				2	
8 7					
8 8				5	
8 9				2	
9 0				2	
9 1				1	
9 2				4	2
9 3				4	
9 4				4	
9 5				2	
9 6				3	
9 7				2	
9 8				3	1
9 9				4	
1 0 0				3	1
1 0 1				3	1
1 0 2				3	1
1 0 3				6	
1 0 4				4	
1 0 5				1	
1 0 6				1	
1 0 7				3	
1 0 8				6	
1 0 9				2	
1 1 0				1	
1 1 1				1	
1 1 2				1	
1 1 3				2	
1 1 4				4	
1 1 5				1	
1 1 6				1	
1 1 7					
1 1 8				1	
1 1 9				1	
1 2 0				1	
1 2 1				3	
1 2 2				1	
1 2 3					
1 2 4					
1 2 5				1	
1 2 6					
1 2 7					
1 2 8					
1 2 9					
計		7 7	1 9 8	1 8 9	1 3

適用職員数	477人
平均給料	286,400円

(参考)

(8) 水道局企業職給料表 (水道局職員)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1		人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26				1					
27									
28									
29									
30									
31									
32			1						
33			1						
34				1					
35									
36									
37			1						
38									
39			1						
40									
41									
42									
43									
44			1		1				
45									
46					1				
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54				1					
55									
56				1					
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71				1			1		
72									
73									
74							1		
75									
76									
77				1					
78									
79									
80									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
8 1								
8 2								
8 3								
8 4								
8 5								
8 6								
8 7								
8 8								
8 9					1			
9 0								
9 1					1			
9 2								
9 3								
9 4								
9 5								
9 6								
9 7								
9 8								
9 9								
1 0 0								
1 0 1								
1 0 2								
1 0 3				1				
1 0 4								
1 0 5								
1 0 6								
1 0 7								
1 0 8								
1 0 9								
1 1 0								
1 1 1								
1 1 2								
1 1 3								
1 1 4								
1 1 5								
1 1 6								
1 1 7								
1 1 8								
1 1 9								
1 2 0								
1 2 1								
1 2 2								
1 2 3								
1 2 4								
1 2 5								
1 2 6								
1 2 7								
1 2 8								
1 2 9								
計	0	6	6	3	2	2	0	0

適用職員数	19人
平均給料	310,216円

(参考)

(9) 病院局行政職給料表 (病院等の一般事務)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13		2	2					
14			2					
15		2						
16								
17	1	3						
18								
19								
20			1					
21		1						
22		1	1					
23								
24	1	1						
25	2	1						
26								
27	1		1					
28								
29		2						
30		1						
31	1							
32		1						
33	1	1						
34								
35		1	1					
36	1		1					
37								1
38		1						
39		1	1					
40								
41	1					1		
42		1	1					
43			1					
44								
45		1	1					
46			2					
47		1						
48				1				
49			2					
50								
51			1	1				
52			2					
53				1				
54	1			1				
55	1	1		1				
56		2	1					
57								
58				1		1		
59								
60	1		1					
61								
62			1	1				
63		1						
64				1				
65				1		1		
66								
67					1			
68						1		
69								
70			1	1				
71								
72						1		
73								
74			1					
75								
76						1		
77						1		
78						1		
79								
80								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
81								
82								
83				1		1		
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91				1				
92					2			
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107				1				
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	12	27	25	13	3	9	0	1

適用職員数	90人
平均給料	282,210円

(参考)

(10) 病院局医療職給料表(1) (病院の医師、歯科医師)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		5	3		
14					
15					
16					
17		9	4		
18					
19					
20					
21		6	2		
22					
23					
24					
25		2	4		
26					
27					
28					
29			8		
30					
31					
32					
33			2		
34					
35					
36					
37			4		1
38					
39					1
40					
41			10		
42					
43					
44					
45			4		
46					
47					
48					
49			4		
50					
51					
52					
53			2		
54					
55			1		
56					
57			2		
58					
59			3		
60					
61			4		
62					
63					
64			1		
65			3		
66					
67			3	1	
68					
69			1	1	
70				1	
71			2	3	
72					
73			2		
74			1	3	
75			1		
76					
77			1		
78					
79					
80			1		

級 号給	1	2	3	4
8 1		2 人	1 人	人
8 2				
8 3				
8 4		1		
8 5				
8 6		2		
8 7				
8 8				
8 9		3 2		
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
9 8				
9 9				
1 0 0				
1 0 1				
1 0 2				
1 0 3				
1 0 4				
1 0 5				
計	2 2	1 1 0	1 0	2

適用職員数	144人
平均給料	495,352円

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2) (病院の薬剤師、臨床検査技師等)

号給	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6				1			
7							
8							
9			1				
10							
11			1	2			
12							
13			3	1			
14							
15			1	1			
16							
17			1				
18				1			
19			1	2			
20							
21			7				
22							
23			2	1			
24							
25			9	2			
26				1			
27			2				
28			3	1			
29			1 2	3			
30			1	3			
31			4	1			
32				1			
33			3	2			
34			1	1			
35			5				
36							
37			1				
38							
39				2			
40			2				1
41			2	1			
42				1			
43			2	1		1	
44			1	1			
45			1				
46			1				
47			2			1	
48			2	3			
49			3	1			
50			1				
51							
52				1			
53							
54			1	2			
55							1
56			1			1	
57				1	1		
58							
59					1		
60				3	1		
61				1	1	1	
62				1	1		
63						1	
64						1	
65			1				
66							
67							
68				1	3		
69					1		
70					1		
71					2		
72							
73							
74					1		
75					1		
76					1		
77					1		
78							
79					1		
80							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
81							
82				1			
83							
84							
85							
86				1			
87				1			
88							
89							
90				2			
91				1			
92				2			
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99							
100				1			
101				5			
計		0	78	59	17	6	2

適用職員数	162人
平均給料	300,339円

(参考)

(12) 病院局医療職給料表(3) (病院の看護師等)

号給	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5			4 6				
6							
7			1				
8			2	1			
9			5 4				
10							
11				6			
12			3	1			
13	5		3 6	3			
14				1			
15			5	3			
16			1				
17	1 5		2 3				
18	1		1	1			
19			1 2	2			
20			2				
21	1		1 1	3			
22				2			
23			7				
24			1				
25	1		1 3	4			
26			2				
27			1 1	1			
28				1			
29			7	5			
30				1			
31			2	3			
32			3	2	1		
33			2	5			
34				3			
35			2	1			
36	1			3			
37			2	1			
38				4			
39				3			
40			1	4			
41			1	2			
42			1	6			
43				4			
44				3			
45			2	7			
46				4			
47				5			
48			2	5			
49			3	5			
50				5			
51	1		1	4			
52			2	7			
53				3			
54			1	5			
55			1	1	1		
56				3	2		
57			1	4	2		
58				7	1		
59				7			2
60				3			
61				3		1	1
62				2	1		
63				3			
64				6			
65				3			
66				3	1		
67				2	1		
68				7	1		
69				5			
70				5	1	1	
71				3	2		
72				1			
73				1	2		
74				3	1	2	1
75				1			
76					2	1	
77				4	3	3	
78				1			
79				3			
80				1			

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
81				4			
82				5			
83				3			
84				2	1		
85							
86							
87				1			
88				3			
89				3			
90				2			
91				1			
92				2			
93				1	1		
94				2			
95				1			
96				2			
97				5			
98				1			
99							
100							
101							
102				3			
103							
104				1			
105				1			
106				1			
107							
108				2			
109				2			
110				1			
111							
112				1			
113				1			
114				2			
115							
116							
117				2			
118				1			
119							
120				2			
121				5			
計		25	265	274	24	9	3

適用職員数	600人
平均給料	288,488円

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表（病院の技能員、看護補助員等）

給 号	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			1		
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					

給 号	級	1	2	3	4
8 1					
8 2					
8 3					
8 4					
8 5					
8 6					
8 7					
8 8					
8 9					
9 0					
9 1					
9 2					
9 3					
9 4					
9 5					
9 6					
9 7					
9 8					
9 9					
1 0 0					
1 0 1					
1 0 2				1	
1 0 3					
1 0 4					
1 0 5					
1 0 6					
1 0 7					
1 0 8					
1 0 9					
1 1 0					
1 1 1				1	
1 1 2					
1 1 3				1	
1 1 4					
1 1 5					
1 1 6					
1 1 7				1	
1 1 8					
1 1 9					
1 2 0					
1 2 1					
1 2 2					
1 2 3					
1 2 4					
1 2 5					
1 2 6					
1 2 7					
1 2 8					
1 2 9					
計		0	1	4	0

適用職員数	5人
平均給料	371,200円

第3表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等

(1) 行政職給料表（一般）

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 5								人 5
19	人 8								人 8
20	人 21								人 21
21	人 30								人 30
22	人 51	人 43							人 94
23	人 23	人 104							人 127
24	人 20	人 126							人 146
25	人 8	人 104							人 112
26	人 4	人 88							人 92
27	人 2	人 131							人 133
28	人 2	人 80	人 52						人 134
29	人 3	人 74	人 46						人 123
30	人 4	人 79	人 77						人 160
31	人 6	人 52	人 81						人 139
32	人 1	人 34	人 91						人 126
33		人 30	人 113						人 143
34	人 3	人 14	人 95						人 112
35	人 5	人 28	人 96	人 4					人 133
36	人 1	人 8	人 105	人 5					人 119
37		人 14	人 80	人 9					人 103
38		人 11	人 88	人 12					人 111
39		人 9	人 94	人 21					人 124
40		人 2	人 85	人 47	人 1	人 1			人 136
41	人 1	人 2	人 64	人 44	人 4				人 115
42	人 1	人 1	人 56	人 45	人 2				人 105
43		人 1	人 57	人 44	人 6		人 1	人 1	人 110
44		人 2	人 66	人 58	人 8	人 1			人 135
45			人 55	人 62	人 16	人 2			人 135
46	人 1		人 57	人 65	人 19	人 6			人 148
47			人 37	人 48	人 12	人 8			人 105
48			人 36	人 38	人 18	人 20			人 112
49			人 31	人 37	人 21	人 15			人 104
50			人 31	人 44	人 28	人 16			人 119
51			人 34	人 27	人 26	人 23	人 2	人 1	人 113
52			人 27	人 28	人 35	人 29	人 4		人 123
53			人 16	人 19	人 22	人 24	人 3	人 2	人 86
54			人 19	人 21	人 24	人 23	人 7		人 94
55			人 12	人 22	人 24	人 12	人 10	人 3	人 83
56			人 12	人 21	人 11	人 20	人 9		人 73
57			人 5	人 28	人 23	人 27	人 6	人 3	人 92
58			人 8	人 23	人 19	人 20	人 15	人 3	人 88
59			人 11	人 30	人 20	人 31	人 7	人 3	人 102
60以上									
計	人 200	人 1,037	人 1,737	人 802	人 339	人 278	人 64	人 16	人 4,473
平均年齢	歳 24.0	歳 28.1	歳 39.4	歳 47.7	歳 52.0	歳 53.8	歳 56.2	歳 55.8	歳 39.8

(2) 行政職給料表 (消防)

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	10								10
19	25								25
20	20								20
21	19								19
22	26	10							36
23	19	20							39
24	17	26							43
25	5	36							41
26		28							28
27		25							25
28		18	6						24
29		21	8						29
30		14	14						28
31		16	15			1			32
32		4	17						21
33		1	22						23
34			9						9
35			20						20
36			15	1					16
37			13						13
38			12						12
39			9	4					13
40			3	3					6
41			6	3					9
42				4					4
43			7	12					19
44			4	7					11
45			9	5					14
46			3	2	3				8
47			8	3					11
48			4	2	1				7
49			5	2	2				9
50			7	9	2				18
51			4	5	2	2			13
52			20	8	2	1			31
53			15	12	7	2			36
54			11	11	2	1			25
55			17	11	4	2			34
56			19	7	4	9	3		42
57			18	13	2	3	1		37
58			11	14	8	7	4		44
59			16	5	6	4	2	1	34
60以上				1					1
計	141	219	347	144	45	32	10	1	939
平均年齢	歳 21.8	歳 27.0	歳 44.3	歳 51.4	歳 54.8	歳 55.8	歳 57.8	歳 59.3	歳 39.0

(3) 教育職給料表

年 級	1	2	3	4	5	計
年 齡	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		36				36
23		83				83
24		119				119
25		113				113
26		123				123
27		147				147
28		135				135
29		136				136
30		168				168
31		127				127
32		151				151
33		155				155
34		156				156
35		126				126
36		115				115
37		79				79
38		94				94
39		108				108
40		88				88
41		58				58
42		63				63
43		57				57
44		44				44
45		54				54
46		50				50
47	1	57		2		60
48		38		7		45
49		48		8		56
50		44		15		59
51		48		20		68
52		59		20	2	81
53		60	2	15	2	79
54		78		30	4	112
55		65	5	20	6	96
56		77		21	18	116
57		84	7	3	53	147
58		80		10	35	125
59		86	1	8	50	145
60以上						
計	1	3,409	15	179	170	3,774
平均年齢	歳 47.0	歳 38.3	歳 56.4	歳 53.8	歳 57.9	歳 39.9

(4) 医療職給料表(1)

年齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			1
42					
43					
44					
45					
46		1			1
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53				1	1
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59					
60以上		1			1
計	0	3	0	2	5
平均年齢	— 歳	50.0 歳	— 歳	55.0 歳	52.0 歳

(5) 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		3					3
26		4					4
27		1					1
28		1					1
29		1	1				2
30		2	3				5
31		1	5				6
32		1	2				3
33			1				1
34			2				2
35		1	1				2
36		2	1				3
37			4				4
38							
39			3				3
40			2				2
41			1				1
42			1				1
43			1				1
44				2			2
45			2	1			3
46					1		1
47			1	1			2
48			2	4	1		7
49			1	1			2
50			1	1	1		3
51			2	1			3
52			4	1			5
53			2	2			4
54				1	1		2
55							
56							
57				1			1
58							
59			1				1
60以上							
計	0	19	44	16	4	0	83
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	28.9	41.0	49.8	49.8	—	40.3

(6) 特定任期付職員給料表

給 号 年 齡	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53				1				1
54								
55								
56			1					1
57								
58								
59								
60以上								
計	0	0	1	1	0	0	0	2
平均年齢	— 歳	— 歳	56.3 歳	53.0 歳	— 歳	— 歳	— 歳	54.7 歳

(参考)

(7) 技能労務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20	2				2
21	1				1
22	5				5
23	6				6
24	3				3
25	5				5
26	1				1
27	3				3
28	4				4
29	4	1			5
30	3				3
31	1	3			4
32	3	4			7
33	6	11			17
34	9	12			21
35	4	5			9
36	5	7			12
37	2	11			13
38	2	4	1		7
39	4	12	1		17
40	1	12	3		16
41		18	2		20
42	2	15	7		24
43		25	8		33
44		22	5		27
45	1	21	7		29
46		11	8		19
47		4	9		13
48			22	1	23
49			14		14
50			15	1	16
51			9	1	10
52			12	1	13
53			12	4	16
54			6	1	7
55			14	1	15
56			16	1	17
57			5	2	7
58			6		6
59			7		7
60以上					
計	77	198	189	13	477
				平均年齢	43.5 歳

(参考)

(8) 水道局企業職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		1							1
23									
24									
25									
26									
27									
28		3							3
29									
30		1							1
31		1							1
32									
33									
34									
35			1						1
36									
37			1						1
38				1					1
39			1						1
40									
41									
42									
43			2						2
44			1	1					2
45									
46									
47									
48					1				1
49									
50						1			1
51						1			1
52									
53									
54					1				1
55									
56									
57									
58									
59				1					1
60以上									
計	0	6	6	3	2	2	0	0	19
平均年齢									40.0 歳

(参考)

(9) 病院局行政職給料表

年 級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19	1								1
20									
21	2								2
22	1								1
23		2							2
24	1								1
25		3							3
26		1							1
27									
28			1						1
29		1							1
30			3						3
31			2						2
32		1	1						2
33		1							1
34	1	1							2
35			3						3
36			3						3
37	1		3						4
38		1	3						4
39		1	2						3
40		4	1	2					7
41		4	2						6
42		1		2					3
43				2					2
44	1	1							2
45				3		1			4
46									
47		1			1				2
48						1			1
49		1		2		1			4
50			1	1		2			4
51	1					2			3
52						1			1
53	2	1							3
54				1	1				2
55	1	2							3
56					1			1	2
57									
58									
59						1			1
60以上									
計	12	27	25	13	3	9	0	1	90
								平均年齢	歳 40.6

(参考)

(10) 病院局医療職給料表(1)

年齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	4				4
27	7				7
28	2				2
29	2				2
30		1			1
31	1	4			5
32		2			2
33		1			1
34	2	7			9
35		4			4
36		4			4
37	1	2			3
38		7			7
39		7			7
40	2	2			4
41	1	5			6
42		4			4
43		5			5
44		5			5
45		2			2
46		5			5
47		1			1
48		4			4
49		5			5
50		3			3
51		2			2
52		1			1
53		4			4
54		4	1		5
55		5	1		6
56		3	3		6
57		4	1		5
58		2	2		4
59					
60以上		5	2	2	9
計	22	110	10	2	144
				平均年齢	44.0 歳

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2)

年 齢	1	2	3	4	5	6	計
級	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23		2					2
24		1					1
25		8					8
26		8					8
27		19					19
28		7	3				10
29		4	1				5
30		5	2				7
31		3	3				6
32		9	3				12
33		1	2				3
34		2	2				4
35		3	7				10
36		3	5				8
37		1	2				3
38			5				5
39			5				5
40		2	3				5
41							
42			1				1
43							
44			1				1
45			2				2
46							
47			2				2
48							
49			3	1			4
50			2	1			3
51			1	1			2
52			1	1	1		3
53			2	2			4
54					1		1
55				4	1		5
56				1		1	2
57				1	1		2
58			1	4	1	1	7
59				1	1		2
60以上							
計	0	78	59	17	6	2	162
						平均年齢	37.1 歳

(参考)

(12) 病院局医療職給料表(3)

年 齢	1	2	3	4	5	6	計
級	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20	5						5
21	14						14
22	1	43					44
23		48					48
24		32					32
25	1	38					39
26	2	18					20
27		21					21
28		7	8				15
29		4	2				6
30		4	5				9
31	1	2	3				6
32		5	7				12
33		2	7				9
34		6	6				12
35	1	3	8				12
36		1	15				16
37		2	9				11
38		4	11				15
39		3	5				8
40		4	18				22
41		4	20				24
42		2	14	1			17
43		1	12	2			15
44		1	15	2			18
45		5	15	1			21
46			17	4			21
47		1	16	2	1		20
48		2	12	2			16
49			6	2			8
50		1	7				8
51		1	10	1			12
52			6		1		7
53			5	1			6
54			2	1	2		5
55			1	2	3	1	7
56			5	1	1		7
57				1	1	2	4
58			4				4
59			3	1			4
60以上							
計	25	265	274	24	9	3	600
						平均年齢	35.8 歳

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表

年齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43		1			1
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	1
53					
54					
55					
56				1	1
57				1	1
58					
59				1	1
60以上					
計	0	1	4	0	5
				平均年齢	53.9 歳

第4表 職員の扶養手当の支給状況

1 支給区分別職員数

(参考)

支給区分		給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
受給者数		人 3,300	人 3,804
扶養親族の内訳	配偶者 (手当額 6,500円)	1,594	1,780
	子 (手当額 10,000円)	4,650	5,437
	子以外の扶養親族 (手当額 6,500円)	228	269
	延扶養親族数	6,712	7,486
	特定期間にある子 (加算額 5,000円)	1,179	1,386
非受給者数		5,976	6,969
受給者1人当たり平均手当額		19,468円	19,617円

- (注) 1 第4表1及び2でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。
 2 「特定期間にある子」とは、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 3 給料表適用職員とは、「千葉市職員の給与に関する条例」に定める給料表の適用を受ける職員をいう。
 以下、第7表までについて同じ。

2 扶養親族数別職員数

(参考)

扶養親族数	給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
1人	人 1,231	人 1,394
2人	1,169	1,379
3人	726	825
4人	151	177
5人以上	23	29
受給者1人当たり平均扶養親族数	2.0人	2.0人

第5表 職員の管理職手当の支給状況

給料表	区分	手 当 受 給 者 数	受給者1人当たり平均手当額
行 政 職 (一 般)	人	697	円
			76,837
行 政 職 (消 防)		88	69,153
			76,448
教 育 職		349	68,803
			63,050
医 療 職 (1)		5	56,745
			108,760
医 療 職 (2)		4	103,322
			67,100
計		1,143	60,390
			72,703
			65,456

(参考)

技 能 労 務 職		0	0
企 業 職	水 道 局	4	72,650
			65,385
	病 院 局 (行 政 職)	13	79,338
			71,405
	病 院 局 (医 療 職 (1))	12	122,200
			116,090
	病 院 局 (医 療 職 (2))	8	69,875
62,888			
病 院 局 (医 療 職 (3))	12	69,875	
		62,888	
病 院 局 (技 能 労 務 職)	0	0	
合 計		1,192	73,226
			65,987

(注) 受給者1人当たり平均手当額の欄の上段は減額措置前の額、下段は減額措置後の額である。

第6表 職員の住居手当の支給状況

区 分		給料表適用職員
受 給 者	最高支給限度額(27,000円) 未満の受給者	453 人
	最高支給限度額(27,000円) の受給者	1,841
	計	2,294
非 受 給 者		6,982
受給者1人当たり平均手当額		26,315 円

(参考)

技能労務職員及び 企業職員を含む全職員	
519 人	
2,172	
2,691	
8,082	
26,319 円	

第7表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		給料表適用職員
受 給 者	の交 み通 利機 用関 者等	最高支給限度額(55,000円) 未満の受給者
		最高支給限度額(55,000円) の受給者
		小 計
自 動 車 等 の み 使 用 者		5,548
者	併自交 動通 車機 用等 関と 者のと	最高支給限度額(55,000円) 未満の受給者
		最高支給限度額(55,000円) の受給者
		小 計
計		9,065
非 受 給 者		211
受給者1人当たり平均手当額		8,712 円

(参考)

技能労務職員及び 企業職員を含む全職員	
3,350 人	
0	
3,350	
6,590	
580	
1	
581	
10,521	
252	
8,621 円	

第8表 再任用職員の給料表別、職務の級別人員等

1 再任用職員（フルタイム勤務）

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8
		計	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職 (一般)		123			101	11	3	5	3	
行政職 (消防)		2			2					
教育職		77		77						
医療職(3)		1			1					
給料表計		203								
	60歳	78								
	61歳	57								
	62歳	35								
	63歳	19								
	64歳	14								

(参考)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8
		計	人	人	人	人	人	人	人	人
技能労務職		47			47					
企業 職	水道局	2			2					
	病院局 (医療職(2))	5			5					
	病院局 (医療職(3))	4			4					
給料表計		58								
	60歳	17								
	61歳	12								
	62歳	8								
	63歳	10								
	64歳	11								

(注) 該当者のいる給料表のみ掲載した。(次表について同じ。)

2 再任用職員（短時間勤務）

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8
		計								
行政職 (一般)	人	189	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職 (消防)		44			44					
教育職		74		74						
医療職(2)		1			1					
給料表計		308								
	60歳	59								
	61歳	60								
	62歳	68								
	63歳	74								
	64歳	47								

(参考)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8
		計								
技能労務職	人	12	人	人	人	人				
企業 職	水道局	2			2		人	人	人	人
	病院局 (行政職)	1			1					
	病院局 (医療職(2))	3			3					
	病院局 (医療職(3))	2			2					
給料表計		20								
	60歳	1								
	61歳	2								
	62歳	5								
	63歳	6								
	64歳	6								

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、千葉県人事委員会、東京都人事委員会、神奈川県人事委員会、大阪府人事委員会、川崎市人事委員会、大阪市人事委員会及び特別区人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所 428事業所

(2) 調査対象職種

事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種

調査対象職種一覧表

初任給関係以外の調査職種（58職種）	事務・技術関係職種（16職種）	支店長 事務部長 事務部次長 事務課長	事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員	初任給関係職種（18職種）	事務・技術関係職種（6職種）	新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)
		工場長 技術部長 技術部次長 技術課長	技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員			新卒技術者(大学卒) 新卒技術者(短大卒) 新卒技術者(高校卒)
	その他職種（42職種）	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員 船長・機関長 一等航海士・機関士 二等航海士・機関士 三等航海士・機関士 運航士 甲板長・操機長 甲板手・操機手 甲板員・機関員 大学学長・副学長・学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教 高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員 病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師 薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 総看護師長 看護師長 看護師 准看護師			その他職種（12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織(本店・支店の別)、企業規模、産業により10層に層化し、これらの層から107事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

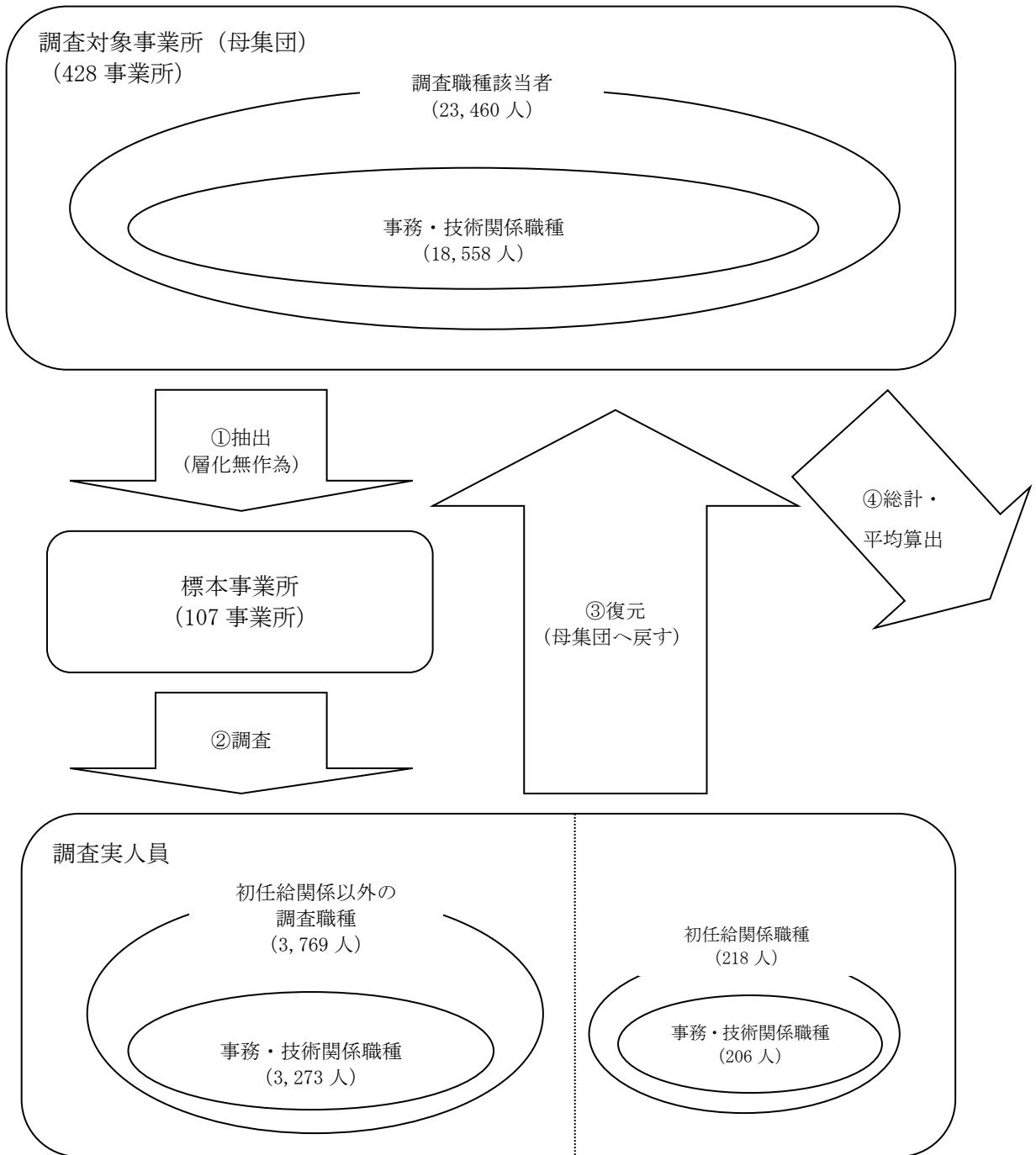
(3) 調査実人員

初任給関係職種218人(事務・技術関係職種の調査実人員206人)、初任給関係職種以外の調査職種3,769人(事務・技術関係職種の調査実人員3,273人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、23,460人であり、このうち事務・技術関係職種は、18,558人である。)

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

< 標本の抽出から集計までの流れ >



- ① 調査対象事業所（母集団）から標本事業所を抽出する。
- ② 標本事業所に対して、職種別民間給与実態調査を実施する。
- ③ 調査結果を基に、調査対象事業所（母集団）において推定された調査職種該当人数に対する値に復元する。
- ④ 復元した値を基に、総計及び平均を算出する。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模 規模計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
		以上	） 2,999人	） 999人	） 499人	） 99人
産 業 計	93	22	14	14	32	11
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	9	2	2	1	4	0
製 造 業	22	4	2	3	9	4
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	23	6	1	4	8	4
卸売業、小売業	12	3	2	4	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	4	2	1	0	1	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	23	5	6	2	8	2

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が11事業所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
			ま っ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	15	53.4	715,231	939	714,292	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
大学卒	11	54.2	722,081	1,021	721,060		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	51.5	698,750	742	698,008		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	2	55.4	610,310	0	610,310	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	145	52.9	687,758	242	687,516	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	101	52.4	708,295	311	707,984		
短大卒	18	53.9	615,459	45	615,414		
高校卒	26	54.0	660,728	125	660,603		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	65	51.8	641,997	1,136	640,861	同上	同上
大学卒	55	51.8	645,664	1,256	644,408		
短大卒	3	55.4	706,936	1,042	705,894		
高校卒	7	49.8	576,887	26	576,861		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	50	49.1	587,160	320	586,840	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	36	48.8	584,931	455	584,476		
短大卒	4	50.6	618,179	0	618,179		
高校卒	10	49.4	585,733	0	585,733		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	6	48.4	519,645	711	518,934	同上	同上
大学卒	5	46.0	516,107	128	515,979		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		

- (注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)
- 2 時間外手当には、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当(実績に応じて支給されるものに限る。)等が含まれる。(以下本表において同じ。)
- 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級	
			ま っ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								給 与 支 給
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	258	50.1	613,667	2,666	611,001	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	183	50.1	631,576	2,112	629,464		
	短大卒	32	47.7	579,830	5,317	574,513		
	高校卒	42	52.3	539,536	3,434	536,102		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	157	49.2	552,055	8,955	543,100	同上	同上
	大学卒	91	49.1	567,721	8,647	559,074		
	短大卒	21	47.8	499,473	17,239	482,234		
	高校卒	45	50.1	545,082	5,570	539,512		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	74	48.3	567,450	36,233	531,217	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	同上
	大学卒	49	48.0	582,776	38,856	543,920		
	短大卒	11	47.6	536,191	55,548	480,643		
	高校卒	14	49.8	540,452	15,074	525,378		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	33	46.5	564,324	40,146	524,178	同上	同上
	大学卒	26	45.1	581,645	42,727	538,918		
	短大卒	4	52.0	548,734	15,976	532,758		
	高校卒	3	52.1	428,165	44,394	383,771		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	239	44.3	468,068	38,703	429,365	係の長及び係長級専門職	同上	
大学卒	134	42.4	480,519	32,543	447,976			
短大卒	29	45.4	432,065	29,239	402,826			
高校卒	75	50.3	450,045	65,344	384,701			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	119	45.8	454,055	73,337	380,718	同上	同上	
大学卒	47	42.4	468,637	83,167	385,470			
短大卒	13	43.2	438,503	73,763	364,740			
高校卒	59	49.2	445,062	64,898	380,164			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額				備 考	対 応 級
			ま っ て ま る う ち 時 間 外 手 当 (B)		(A) - (B)			
			き ま っ て ま る う ち 時 間 外 手 当 (A)	給 与 (A)	給 与 (A)	給 与 (A)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	203	46.7	419,188	60,366	358,822	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	111	45.6	426,231	65,664	360,567		
	短大卒	31	44.1	368,206	44,330	323,876		
	高校卒	60	50.3	425,699	55,673	370,026		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	136	42.6	404,215	65,912	338,303	同上	同上
	大学卒	55	41.6	435,351	77,730	357,621		
	短大卒	19	45.9	365,956	35,545	330,411		
	高校卒	62	42.2	379,684	64,287	315,397		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	1,097	34.4	328,672	40,318	288,354		同上
	大学卒	685	32.2	329,595	39,958	289,637		
	短大卒	183	38.0	300,136	29,559	270,577		
	高校卒	224	41.4	340,969	48,168	292,801		
	中学卒	5	44.7	414,534	64,916	349,618		
	技術係員	674	33.4	329,740	47,072	282,668		同上
大学卒	370	31.9	333,296	48,573	284,723			
短大卒	113	36.9	339,475	43,153	296,322			
高校卒	189	35.0	315,870	45,920	269,950			
中学卒	2	48.5	282,230	28,396	253,834			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

2 規模 500 人以上（企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
			ま っ て る 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	14	52.6	732,777	1,020	731,757	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 8 級
大学卒	10	53.0	748,722	1,151	747,571		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	51.5	698,750	742	698,008		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	79	53.1	740,970	243	740,727	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職 7 級 （行政職 8 級の一部）
大学卒	59	52.7	757,605	333	757,272		
短大卒	7	54.7	643,903	0	643,903		
高校卒	13	53.8	722,489	9	722,480		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	51	51.7	668,502	1,164	667,338	同上	同上
大学卒	43	51.7	671,905	1,275	670,630		
短大卒	2	56.0	774,453	1,698	772,755		
高校卒	6	49.9	604,867	30	604,837		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	38	48.8	604,152	403	603,749	上記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職（部長－課長 間）	行政職 7 級
大学卒	30	48.5	597,111	532	596,579		
短大卒	2	50.5	726,531	0	726,531		
高校卒	6	49.6	611,354	0	611,354		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	4	43.5	497,067	172	496,895	同上	同上
大学卒	4	43.5	497,067	172	496,895		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			ま っ て き ま っ て 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								給 与 支 給 円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	185	50.2	644,569	2,108	642,461	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 6 級
	大学卒	144	50.3	653,804	2,067	651,737		
	短大卒	18	47.1	620,206	732	619,474		
	高校卒	23	52.5	586,570	4,148	582,422		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	98	49.8	585,232	8,000	577,232	同 上	同 上
	大学卒	73	49.7	588,187	7,046	581,141		
	短大卒	5	48.7	557,843	2,997	554,846		
	高校卒	20	50.5	579,389	13,352	566,037		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	66	48.4	576,520	36,080	540,440	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5 級
	大学卒	45	47.9	586,795	42,316	544,479		
	短大卒	9	48.0	558,409	38,954	519,455		
高校卒	12	50.0	553,884	13,924	539,960			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	21	46.8	609,151	37,692	571,459	同 上	同 上	
大学卒	18	46.1	620,512	40,159	580,353			
短大卒	2	50.0	654,749	21,000	633,749			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	173	44.3	483,919	36,400	447,519	係の長及び係長級専門職	行政職 4 級	
大学卒	95	42.0	495,252	29,923	465,329			
短大卒	17	45.5	456,935	28,623	428,312			
高校卒	61	51.3	459,678	62,921	396,757			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	67	47.5	474,420	77,211	397,209	同 上	同 上	
大学卒	26	45.9	502,651	90,841	411,810			
短大卒	7	43.7	498,294	104,987	393,307			
高校卒	34	49.7	446,109	60,165	385,944			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て		(A) - (B)			
			支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	152	47.2	433,261	63,688	369,573	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職3級 （一部は4級）
	大 学 卒	96	46.1	435,278	67,780	367,498		
	短 大 卒	18	44.5	388,118	47,729	340,389		
	高 校 卒	37	51.4	446,139	58,829	387,310		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	94	42.9	414,031	69,120	344,911	同 上	同 上
	大 学 卒	43	42.2	449,614	81,388	368,226		
	短 大 卒	13	46.8	371,223	33,368	337,855		
	高 校 卒	38	41.6	367,811	67,596	300,215		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	679	33.7	332,315	44,007	288,308		行政職 1級、2級
	大 学 卒	462	31.5	330,041	42,462	287,579		
	短 大 卒	76	38.9	304,662	29,176	275,486		
	高 校 卒	137	42.7	351,730	56,394	295,336		
	中 学 卒	4	45.4	445,289	84,871	360,418		
	技 術 係 員	366	32.7	327,962	51,733	276,229		同 上
大 学 卒	191	32.0	348,378	55,223	293,155			
短 大 卒	62	35.8	330,618	46,554	284,064			
高 校 卒	113	32.5	289,386	47,875	241,511			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

3 規模 100 人以上 500 人未満（企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
			ま っ て る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	*	*	円	円	円	* 構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職7級
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	*	*	円	円	円	* 構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	57	52.3	599,982	267	599,715	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
大学卒	34	51.3	615,682	313	615,369		
短大卒	10	53.0	585,335	86	585,249		
高校卒	13	54.2	570,921	294	570,627		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	9	51.8	595,038	1,418	593,620	同上	同上
大学卒	8	51.5	594,539	1,571	592,968		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	10	49.5	507,244	0	507,244	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長一課長間）	行政職6級
大学卒	5	49.9	495,624	0	495,624		
短大卒	2	50.6	544,916	0	544,916		
高校卒	3	48.2	501,331	0	501,331		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	2	55.5	552,725	1,500	551,225	同上	同上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			ま っ て 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								給 与 支 給
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	66	49.5	513,078	4,944	508,134	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	大学卒	37	48.9	520,942	2,424	518,518		
	短大卒	14	48.7	505,945	13,708	492,237		
	高校卒	15	51.8	499,934	2,995	496,939		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	52	48.2	511,427	11,229	500,198	同 上	同 上
	大学卒	15	46.1	502,895	16,120	486,775		
短大卒	13	47.9	497,579	23,816	473,763			
高校卒	24	49.9	524,910	896	524,014			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長代理	6	49.5	523,479	41,482	481,997	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直屬し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直屬し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級	
大学卒	3	51.0	588,447	0	588,447			
短大卒	2	46.1	451,961	118,457	333,504			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	8	44.8	515,137	58,720	456,417	同 上	同 上	
大学卒	5	40.8	530,200	67,793	462,407			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	2	50.7	493,525	56,163	437,362			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	54	44.4	400,613	51,916	348,697	係の長及び係長級専門職	行政職3級	
大学卒	33	44.1	409,775	48,889	360,886			
短大卒	11	45.0	365,913	32,887	333,026			
高校卒	9	44.1	416,187	88,244	327,943			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	52	44.1	434,639	69,644	364,995	同 上	同 上	
大学卒	21	39.2	436,868	76,000	360,868			
短大卒	6	42.8	384,877	45,758	339,119			
高校卒	25	48.7	444,033	69,551	374,482			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	44	43.9	349,438	43,124	306,314	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 1級、2級 (一部は3級)
	大 学 卒	15	40.0	323,040	41,531	281,509		
	短 大 卒	10	43.5	333,488	35,272	298,216		
	高 校 卒	19	47.2	377,895	48,368	329,527		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	42	41.6	377,546	57,197	320,349	同 上	同 上
	大 学 卒	12	38.3	357,701	57,814	299,887		
	短 大 卒	6	42.5	347,416	43,208	304,208		
	高 校 卒	24	43.0	394,208	60,240	333,968		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	354	36.0	320,781	28,934	291,847		行政職 1級、2級
	大 学 卒	193	34.9	328,775	28,190	300,585		
	短 大 卒	94	37.1	298,418	29,628	268,790		
	高 校 卒	66	38.0	324,129	30,972	293,157		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	265	33.5	331,967	44,404	287,563		同 上
大 学 卒	166	31.5	321,584	44,025	277,559			
短 大 卒	39	36.9	352,980	45,542	307,438			
高 校 卒	59	37.9	355,080	44,865	310,215			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

4 規模 100 人未満（企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職種名	調査人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまってる支給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	-	-	-	-	-	- 構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	- 構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	9	54.7	627,870	0	627,870	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
大学卒	8	54.4	618,919	0	618,919		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	5	53.1	423,402	0	423,402	同上	同上
大学卒	4	54.0	431,045	0	431,045		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	2	53.5	633,781	0	633,781	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長一課長間）	同上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	-	-	-	-	-	同上	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま 給 与	ま っ て る 支 給 額				
				(A)	うち時間外 手当(B)			(A) - (B)
人	歳	円	円	円				
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	7	50.6	381,965	68	381,897	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	大学卒	2	44.5	355,888	238	355,650		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	53.3	375,275	0	375,275		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	7	49.6	433,768	0	433,768	同上	同上
	大学卒	3	53.8	437,780	0	437,780		
	短大卒	3	45.2	405,898	0	405,898		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	2	39.5	367,415	19,291	348,124	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	4	49.5	386,550	0	386,550	同上	同上	
大学卒	3	47.5	372,987	0	372,987			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	12	46.5	347,431	33,496	313,935	係の長及び係長級専門職	行政職3級	
大学卒	6	44.2	331,612	28,071	303,541			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	5	49.7	372,881	46,707	326,174			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	-	-	-	-	-	同上	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 人 実 人	平 年 均 齢	平成30年4月分平均支給額				備 考	対 応 級
			ま っ て 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
					円	円		
事 務 係 職 種 ・ 技 術 係 職 種	事 務 主 任	7	46.5	319,155	44,165	274,990	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 1級、2級 （一部は3級）
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	3	42.5	313,841	50,687	263,154		
	高 校 卒	4	49.5	323,141	39,274	283,867		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	64	37.1	293,167	37,261	255,906		行政職 1級、2級
	大 学 卒	30	33.5	316,801	54,793	262,008		
短 大 卒	13	39.7	278,412	32,261	246,151			
高 校 卒	21	40.6	268,540	15,311	253,229			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 員	43	42.6	326,195	15,968	310,227		同 上	
大 学 卒	13	36.4	285,819	10,848	274,971			
短 大 卒	12	44.8	321,161	4,397	316,764			
高 校 卒	17	46.5	369,054	30,363	338,691			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	*	*	*	*	*	
	大学学部長	*	*	*	*	*	
	大学教授	35	57.8	684,463	0	684,463	
	大学准教授	31	49.1	557,694	0	557,694	
	大学講師	17	47.5	479,325	0	479,325	
	大学助教	11	44.2	446,219	0	446,219	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	4	59.5	653,410	0	653,410	
研究 関係 職種	高等学校教諭	28	40.1	457,856	0	457,856	
	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	19	50.6	698,644	5,918	692,726	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	13	46.9	509,251	65,386	443,865	構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員	13	51.3	641,796	1,117	640,679	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	33	40.2	422,854	49,219	373,635	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職種名	調査人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
副院長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医科長	2	49.0	990,750	118,600	872,150	部下に医師又は歯科医師1人以上
医師	10	62.5	1,272,436	15,250	1,257,186	
歯科医師	-	-	-	-	-	
薬局長	3	56.8	575,253	43,504	531,749	部下に薬剤師2人以上
薬剤師	18	35.8	386,804	56,511	330,293	
診療放射線技師	19	40.8	370,244	11,915	358,329	
臨床検査技師	23	42.8	323,548	18,014	305,534	
栄養士	12	40.6	309,316	10,606	298,710	
理学療法士	43	34.1	314,908	14,861	300,047	
作業療法士	21	32.2	304,150	15,173	288,977	
総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
看護師長	20	48.8	448,378	27,244	421,134	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	87	40.5	384,728	77,959	306,769	
准看護師	29	45.6	348,243	68,965	279,278	

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給あり			定期昇給なし	
		定期昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		93.1	30.1	76.3	60.2	6.9
課長級		83.0	25.1	66.1	50.0	17.0

(注) 1 定期昇給制度の状況は、事業所単位で集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における扶養（家族）手当制度の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当の見直し状況		
		見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向によっては見直すことを検討する	見直す予定がない（検討も行っていない）
		76.2	(83.8)	[15.5]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした事業所の割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした事業所の割合である。

第 13 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

部長級		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
46.2	53.8	45.1	54.9	56.6	43.4

(注) 冬季賞与の考課査定分の配分状況は、事業所単位で集計した。

3 勞働經濟關係資料

第14表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)			
	全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)
平成29年4月	295.0	0.3	272.9	1.2	268.9	0.6	247.2	0.5
5月	289.1	0.5	268.4	0.8	264.8	0.7	243.8	1.6
6月	291.5	0.4	267.9	1.6	267.3	0.7	243.1	1.3
7月	291.3	0.4	266.2	0.6	267.1	0.6	241.5	0.3
8月	289.3	0.4	266.0	1.3	265.3	0.4	241.8	1.0
9月	291.1	0.7	266.7	1.9	267.1	0.8	243.2	2.2
10月	291.6	0.2	266.8	1.3	266.6	0.4	243.0	1.4
11月	291.8	0.4	269.0	1.4	266.0	0.4	244.1	1.4
12月	291.9	0.4	271.8	2.1	266.0	0.5	245.7	1.5
平成30年1月	290.0	0.7	268.8	2.4	265.6	0.8	245.9	2.7
2月	290.0	0.2	267.7	0.7	265.3	0.4	244.4	1.0
3月	293.8	0.8	270.1	1.5	268.4	0.9	246.9	2.2
4月	296.6	0.6	275.0	0.8	270.7	0.7	249.8	1.1
資料出所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

- きまって支給する給与 … 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給さ
- ・所定内給与 …… きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。
- ・所定外給与 …… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給さ
- 総実労働時間数 …… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。
- ・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことであ
- ・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 …… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

- 2
- 3 ①、⑥、⑦の「前年同月比」は、平成27年基準の指数(平成27年の平均を100とした指数)による比較である。
- 4 ②の「前年同月比」のうち、全国の数値は平成27年基準の指数による比較であり、千葉県の数値は実数による比較である。
- 5 ⑤の「前年同月比」は、実数値による比較である。
- 6 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)
153.1	148.7	13.2	13.3	295.9	△ 0.9	320.3	8.8	0.4	0.3	2.1
144.7	143.5	12.3	12.5	283.1	0.4	280.5	△15.3	0.4	0.1	2.1
154.2	149.1	12.3	12.2	268.8	2.8	286.8	9.1	0.4	0.3	2.2
150.5	145.7	12.4	12.2	279.2	0.4	274.3	△16.3	0.4	0.3	2.5
144.5	141.6	12.0	11.8	280.3	1.4	305.5	8.7	0.7	0.2	2.9
148.4	144.1	12.5	12.3	268.8	0.6	237.8	△ 18.4	0.7	0.6	3.0
149.7	145.6	12.8	13.0	282.9	0.3	302.2	1.6	0.2	0.2	3.5
150.9	146.4	13.1	12.9	277.4	2.4	266.4	△11.8	0.6	0.5	3.5
148.9	144.9	13.2	13.1	322.2	1.2	334.6	△ 5.9	1.0	0.8	3.0
139.0	135.9	12.0	11.9	289.7	3.7	359.7	8.3	1.4	1.3	2.7
143.1	137.5	12.4	12.0	265.6	1.9	279.1	3.6	1.5	1.3	2.6
147.6	139.2	12.9	12.3	301.2	1.1	349.1	6.0	1.1	0.7	2.1
150.9	144.1	13.0	11.6	294.4	△ 0.5	317.8	△0.8	0.6	0.3	2.1
厚生労働省、千葉県				総務省						日本銀行

れる給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

れる給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

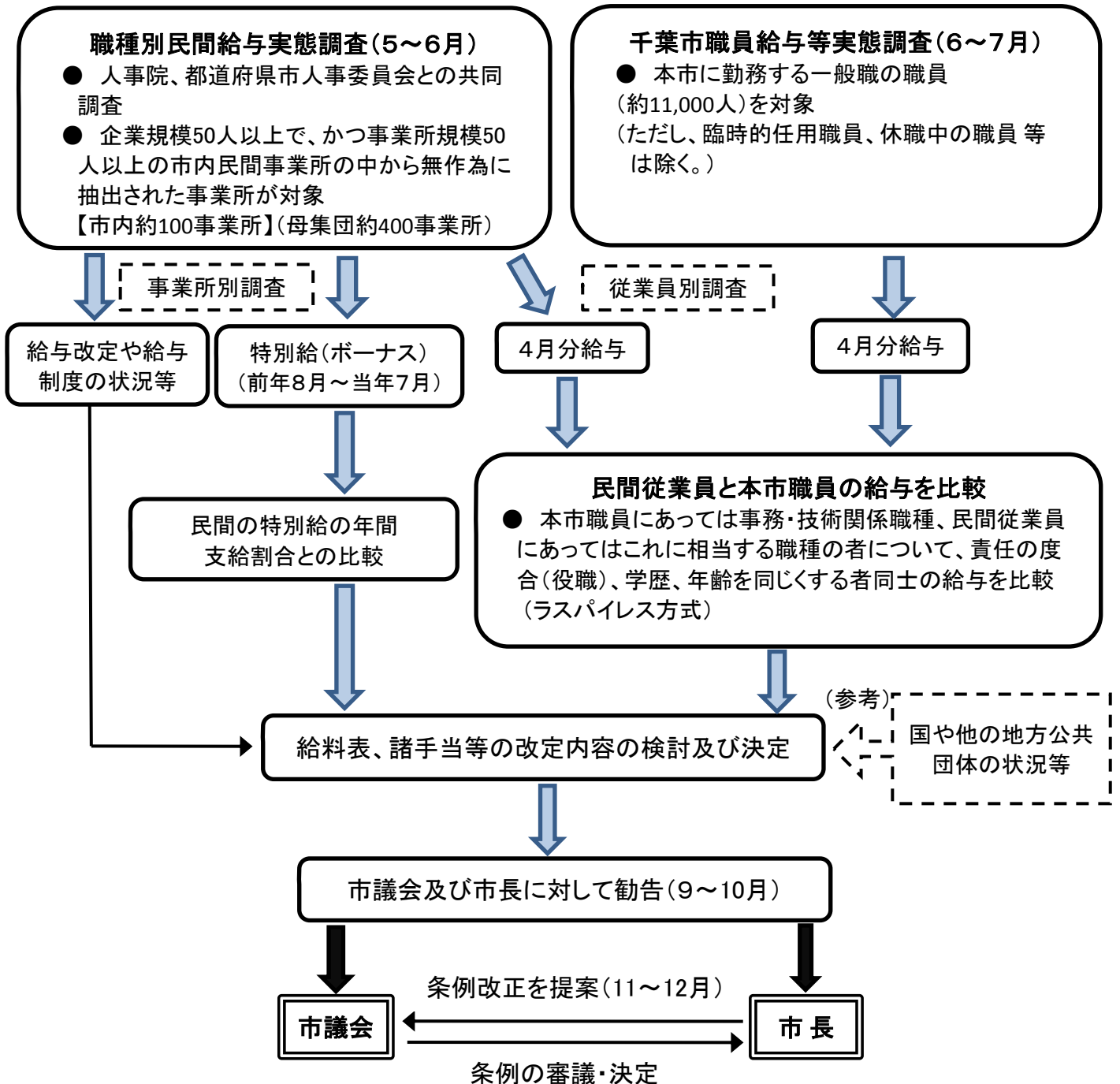
る。

金額である。

給与勧告の流れ

千葉市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらの精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

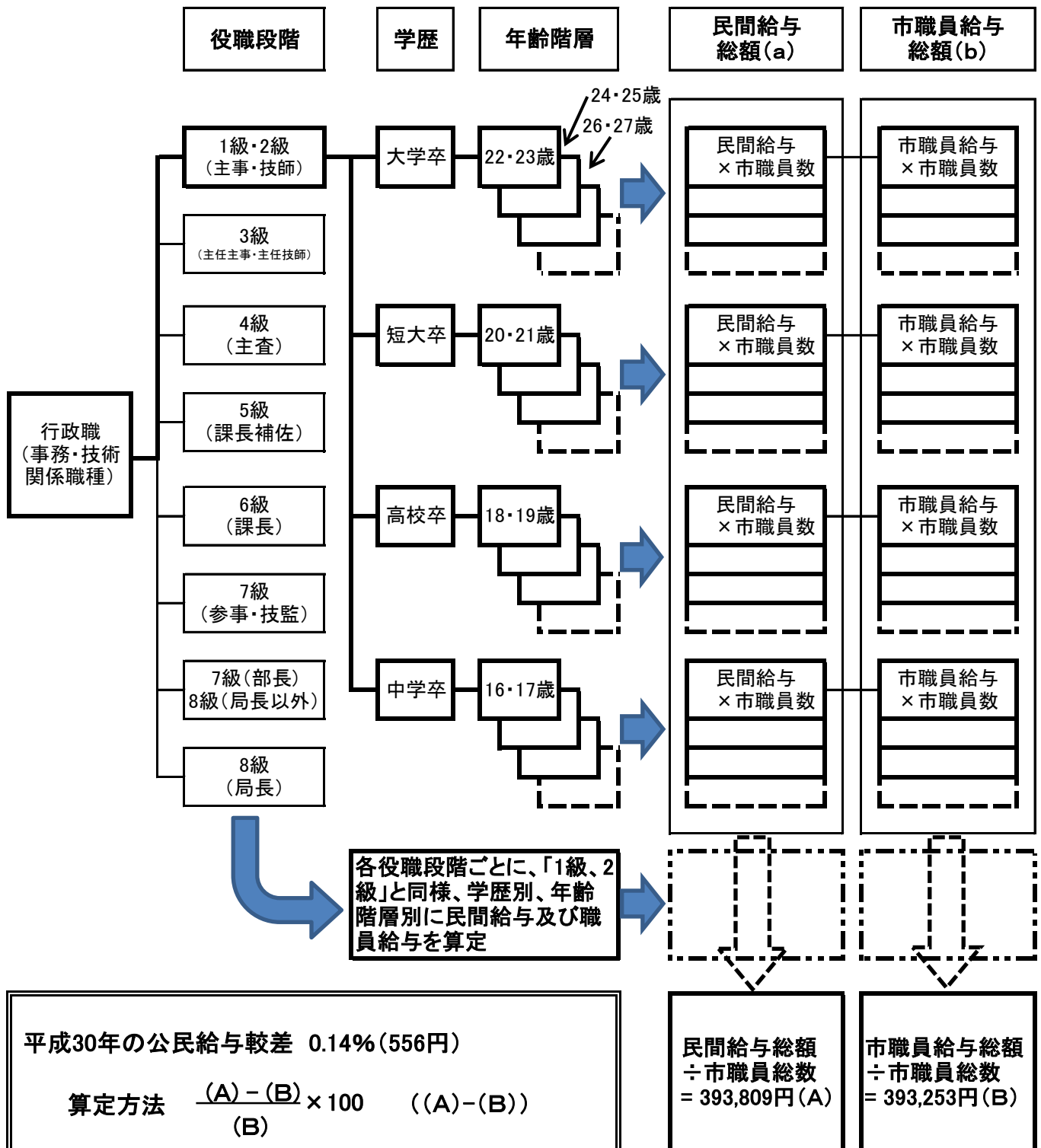


<参考>

職員給与と民間給与の比較方法(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与の比較においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現行の支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、責任の度合(役職段階)、学歴、年齢階層を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出しています。



※ 現在、市職員については、独自の減額措置が実施されていますが、公民給与の比較を行うにあたっては、これらが行われなかった場合の額を使用しています。